大学入試のあり方に関する検討会議(第26回) R3.5.24

大学入学者選抜関連基礎資料集 第4分冊 (制度概要及びデータ集関係)

目 次

. 我が国の入試制度の概要		・入学者数の推移	32
・大学入試の基本的な考え方	6		
・令和3年度大学入学者選抜日程	7	3. 大学入試センター試験/大学入学共通テスト	>
・大学入学者選抜の国際比較	8	の実施状況等	
・総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の区分	11	・大学入試センター試験の概要	34
・全日制普通科高校の日程(イメージ例)	12	・大学入試センター試験実施の流れ	35
・令和2年度入学者選抜における受験者数等	13	・大学入試センター試験実施業務と良質な問題の	
・「三つのポリシー」に基づく大学改革(高大接続		作成	36
・社会との接続)	14	・大学入試センター試験の時間割	37
・2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)	1	・大学入試センター試験から大学入学共通テストへ	38
【概要】	15	・高等学校学習指導要領の開設科目(昭和45年~)	
・「教学マネジメント指針」概要	16	及び共通一次学力試験・大学入試センター試験の	
・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修		出題科目	39
目標と学修成果・教育成果に関する情報の関係	17	・独立行政法人大学入試センターの概要	
(イメージ) 	17	・独立行政法人大学入試センターの組織体制	41
・大学入学者選抜実施要項におけるAPに関する記載	18	・大学入試センター試験及び大学入学共通テスト	
・大学入学者選抜に求められる原則について	••••	における委員会組織図(令和2年1月~)	42
・大学入学者選抜に関する情報の公表	20	・大学入試センターの予算(令和2年度)	43
		・令和3年度大学入学共通テスト	45
2. 大学入学者数等の推移データ		・大学入試センター試験参加大学数の推移	46
・18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移	26	・大学入試センター試験新卒志願者数の推移	47
・高校生の卒業後の進路状況(普通科・専門学科別)	27	・大学入試センター試験新卒志願者の出願先の推移	48
・高等学校卒業者数・大学(学部)志願者数・大学		・令和2年度大学入試センター試験科目別受験者数	
(学部)入学定員の推移	28	(本試験)	49
・入学定員(募集人員)の推移	29	・令和3年度大学入学共通テスト科目別受験者数	
・入学志願者の推移(延べ数)	30	(本試験)	50
・志願倍率の推移	31		

目 次

・大学入学共通テスト受験者に対する受験科目数 の割合	51
・大学入試センター試験における素材文の取扱い	31
について	52
・大学入学共通テストにおける段階別評価	53
・令和3年度大学入学共通テスト実施概要(第1日程 及び第2日程)	55
・令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス 感染症に対応した試験実施のガイドライン	56
・令和3年度大学入学共通テスト新型コロナウイルス 感染症予防対策	58
・共通テスト及び個別入試の実施に向けた感染予防対策 の再度の徹底等について	60
・大学入学者選抜の実施に向けた新型コロナウイルス 感染症対策に関する関係団体等への協力要請について _	61
・受験生の感染対策について	62
4. 個別選抜の実施状況等	
・令和2年度入学者選抜実施状況の概要	64
・大学入試センター試験の利用状況	
(平成31年度入試)	66
・志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布	67
・平成31年度大学入学者選抜(一般入試)の 実施状況の例	70
・募集人員に占めるAO・推薦入試の割合	70
1 計領土明時の利用について	72
・個別入学者選抜改革の進展	73
・2021年度入試における入試改革	78

・佐賀大学におけるCBTの活用	80
・大学入学者選抜における試験問題の作成に係る外注 について	Ē 8:
・大学生数学基本調査(2011)の分析	
・大学生の基礎的読解力および記述力について	83
・各大学の個別選抜における選抜方法等の変更 について	84
5. 学事暦の多様化等に関する現状	
・4月以外の入学を認めている大学・学部の例	8
・学事暦の多様化に関する議論の経緯	89
・学年の始期・終期について	90
・ギャップタームの現状と取組事例	9:
・授業期間について	
・修業年限について	
6. その他大学関係制度	
・認証評価制度の概要	9!
・(参考)認証評価制度の改善について	90
・国立大学改革の推進等	9
・国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする	
実績状況に基づく配分」について	98
・私立大学等経常費補助の概要	99
・私立大学等改革総合支援事業	100

目次

参考

第1分冊 審議状況及び関連する会議関係

1. 大学入試のあり方に関する検討会議及び関連する会議

第2分冊 高大接続改革の経緯等関係

- 1. 高大接続改革の経緯
- 2. 英語民間試験活用の経緯
- 3. 記述式問題の経緯
- 4. 高校生のための学びの基礎診断

第3分冊総合的な英語力の育成・評価関係

1. 国際共通語としての英語

- 2. 我が国のグローバル化・国際化
 - 3. 中学・高校教育の現状等
 - 4. 大学にとっての英語
 - 5. 総合的な英語力の育成・評価に関する諸外国の取組

第5分冊 経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮関係

- 1. 障害等のある入学志願者への配慮の状況
- 2. 子供の貧困対策等と大学入試
- 3. 地域別・男女別大学進学率

1. 我が国の入試制度の概要

大学入試の基本的な考え方

大学入試の円滑な実施に資するため、以下のような省令や基本方針に基づき、多様な 入試方法や学力検査の在り方等について、毎年度、大学・高等学校関係者との協議を踏ま え、ガイドラインとして「大学入学者選抜実施要項」を定め、各大学に通知している。

○大学設置基準(昭和31年10月22日文部省令第28号) (入学者選抜)

第2条の2 <u>入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により</u>、適切な体制を整えて<u>行う</u>ものとする。

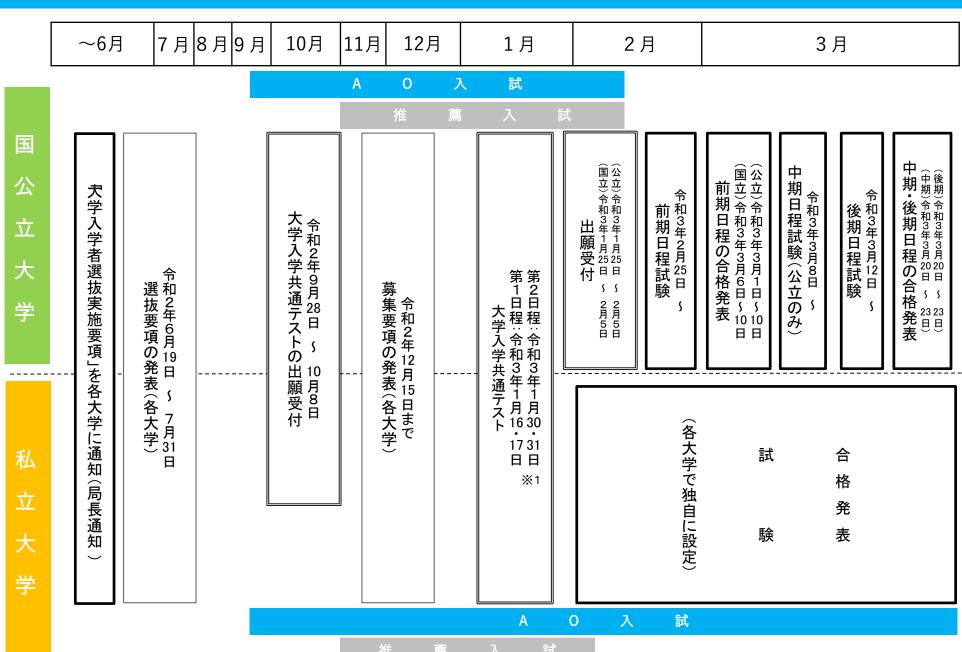
(基本方針)

大学入学者選抜は、各大学(専門職大学及び短期大学(専門職短期大学を含む。以下同じ。)を含む。以下同じ。)が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針(以下「ディプロマ・ポリシー」という。)や教育課程編成・実施の方針(以下「カリキュラム・ポリシー」という。)を踏まえ定める入学者受入れの方針(以下「アドミッション・ポリシー」という。)に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価することを役割とするものである。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の8(2)を除き、以下同じ。)における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。(略)

令和3年度大学入学者選抜実施要項(令和2年6月19日付文部科学省高等教育局長通知)より

令和3年度大学入学者選抜日程



大学入学者選抜の国際比較①(制度の基本)

								<u> </u>
		ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	中国	韓国	日本
大学進学のための主な後期中等 教育機関		ギムナジウム、総合制学校	リセ	シックスフォーム	ハイスクール	高級中学	高等学校	高等学校
大学進学のための主な後期中等 教育機関進学率		45.3% ^{※1} (2017年)	85.7% ^{※1} (2017年)	88.0% ^{※2} (2010年)	(半数近くの州では、2017年時点で、12年間 の初等中等教育が全て義務教育となってい る。)※1	95.2% ^{※1} (2018年)	99.7% ^{※1} (2019年)	98.8% (2019 年)
高等教育への初回進学率 (2017年) ^{※3及び4}		49% (60%)	55% (m)	66% (74%)	m (49%)	38% (67%)	58% (m)	49% (79%)
大学型高等教育修 了率(2017年)	短期高等教育プログラム	m 61% 59%		59%	9%	不明	78%	89%
※4及び5	学士課程プログ ラム	80%	41%	72%	38%	不明	94%	93%
入学者の決定方法		ギムナジウム等が提供する後期中等教育プログラムの平常成績及びアビトゥア記録を結果の総合判定によりアビトゥアを取得した者は、原則として、希望する大学、専攻に入学可能。 ※志願者が定員を上回ることが予測される場合、大学入学財団がアビトゥアの成績及びアビトゥア取得後経過した期間(待機期間)に基づき、定員の40%を遵考。残り60%の入学定員は、各高等教育機関がアビトゥアの成績、適性試験、面接等により独自に選考。	原則として、パカロレア取得者は希望する大学の第1期課程に無選抜で入学可能。 ※志願者が定員を上回る場合、志願者の履修計画、動機、知識・技能等が考慮される。 ※大学以外の高等教育機関(グランゼコール等)はバカロレア取得のほか傾別の選抜試験等により選考。	GCE・Aレベル試験の成績 により決定。他には、中等 学校からの内申書や、大学 や学部によっては面接結果 も考慮。	基準以上入学型:主としてハイスクールの成績とSATやACTの結果に基づき一定の基準に達している者は入学可能(多くの州立大	各大学は全国統一入学試験の成績及び高級中学段階での学力試験の成績や総合資質評価の結果を用いて入学者を決定する。 ※北京大学や清華大学、一部の大学では特定の分野に対して、全国統一入学試験の成績(全体評価の85%以上)のほか、各大学が実施する個別の入学者選抜験の成績(全体評価の85%以上)のほか、各大学が実施する個別の入学者選抜散験の成績のど高級中学財産の必給合質質評価に基づいて合格者を決定する「強基計画」(2020年9月~)を実施。この他、英語以外の外国部のための枠や推薦入学等の限定的な出願条件を満たした者を対象に学力試験等を実施し、入学させるルートがある。	①国による共通試験の成績② 高校での学習成績や教科外活動について記した学校生活記録簿(内申書等)、③個別大学における論述や面接の結果の組合せによって選抜されている。 ※各大学の選抜では、科目の学力を問う試験が禁止されている。	国公立:大学入試センター試験と個別大学の入試により選考。 私立大学:個別大学の入試により選考(大学)を引は試知センター試験をある)。 ※この他、推薦・AO入飲など多様な評価により選考。
共通試験の有無 (○:必須 △:任意)		〇(州レベル)	0	Δ	Δ	0	$\Delta^{st 6}$	Δ
大学入学資格		アビトゥア	バカロレア	大学がそれぞれ定める。 ※通常は、義務教育修了時 (16 歳) に受験するGCSEで数科目、 後期中等教育修了時 (18歳) に 受験するGCS・Aレベルにおいて 2、3科目について、大学が求め る水準の成績を取得していること。	大学それぞれが定める ※通常はハイスクール卒業あるいはそれと同等の資格(GED合格など)。	高級中学段階の学校を卒業しているか同等の学力を持つ者。	高等学校卒業、法令に基づき高 卒と同等程度の学力が認めら れる者	高等学校、中等教 育学校の卒業又は 12年間の正規の 学校教育の修了
大学進学のため、育修了要件	りの後期中等教	n 至 数 1			主に各州で定める修了要件単位の取得 ※ニューヨーク州のように統一試験を課して いる場合もある。	省・自治区・直轄市ごとの高級中学 学力試験の合格等	高等学校において所定の課程 を修了(修了試験はない)	高等学校において 所定の課程を修了 (修了試験はない)
大学入学	兰 時期	10月	9月	9月	主に9月	9月	9月 3月	

^{※1} 出典:ドイツ連邦統計局「Allgemeinbildende Schulen(2017年度)」、フランス国民教育・青少年省RERS-2019、(アメリカ)ECS, Age Requirements for Free and Compulsory Education (Nov, 2017)、中国教育部ウェブサイト「2018年教育統計データ」(https://www.moe.gov.cn/s78/A03/moe 560/jytisj 2018/)、韓国教育統計ポータル『教育統計分析資料集2019年版』(https://kess.kedi.re.kr/index)。

^{※2} 出典:教育指標の国際比較平成25 (2013) 年版

^{※3} 出典:「図表で見る教育 OECDインディケータ (2019年版)」234頁 (B4.3) (ドイツ及びイギリスは留学生を除いた進学率)。

^{※4} 高等教育への初回進学率は、以前に他の高等教育段階で教育を受けずに、初めて高等教育に入学する学生のうち、学士課程レベルへの入学者の比率。括弧内は学士課程レベルのほか、職業技術教育を含む 短期高等教育プログラムなども併せた高等教育全体に関する比率。

^{※5} 大学型高等教育の修了率は、大学型高等教育の卒業者数を、その標準的な入学年(修業年限)の入学者数で除した値である。

^{※6} 各大学が設ける選抜枠には修学能力試験の成績を利用しないものもあるため必須ではないが、進学可能性を高めるためほぼすべての受験生が受験する。

大学入学者選抜の国際比較②(共通テスト)

		ドイツ	フランス	イギリス	アメリ	Jカ	中国	韓国	日本
共通試験 		アビトゥア試験	バカロレア試験	GCE・Aレベル (General Certificate of Education)	SAT (Scholastic Assessment Test)	ACT (American College Testing Program)	全国統一入学試験	大学修学能力試験	大学入試 センター試験
実施主体		各州の教育所管省	教育所管省	5試験団体で実施 ・AQA(慈善団体) ・CCEA(準政府機関) ・Pearson Edexcel(株式会社 Pearsonの持つ試験団体) ・OCR(ケンブリッジ大学の非営 利部門) ・WJEC(慈善団体兼保証有限 責任会社) [参考]スコットランドはSQA(政府外公共機関)。 ※どの団体の試験を受ける かは所属する中等学校が決定(中等学校が試験会場)	College Board (非営利の民間団体)	ACT (非営利の民間団 体) (国(教育部)直属の機関)		韓国教育課程評価院 (政府傘下の研究機関)	(独) 大学入試セン ター
試	験回数・時期	1回 4~5月(記述式) 1回 数・時期 5~7月(口述式) 6月 ※ノルトライン・ヴェストファーレン州 の場合		1回 5~6月	7回 (8、10、11、12、3、5、 6月)	7回 (9、10、12、2、 4、6、7月)	1回 6月初旬	1回 11月	1回 1月(+追試験)
解	答 方 式	記述式・口述式	記述式・口述式	記述式	マークシート式 (希望者を対象とする 小論文については記 述式)	マークシート式 (希望者を対象とする 小論文については記 述式)		マークシート	マークシート
試具	験方式	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)
設	定科目数	一般に、3領域(言語・文学・芸術/社会 科学/数学・自然科学・技術)から1科目 ずつ、ドイツ語、外国語、数学から2科目 の計5科目を選択し、うち記述試験を3科 目以上、口述試験を1科目以上で構成。 ※州により記述試験と口述試験の内訳は異な る。 ※外国語には日本語を含む。	取得を目指すバカロレア の種類により異なる。 ※普通(3コース)及び技術 (8コース)は予備試験と本 試験で必修10科目程度と自由 選択最大2科目。専門領域)は を修7科目、自由選択最大2 科目及び各専門領域の試験。 ※外国語には日本語を含む。	実施団体ごとに異なる。 (参考:実施団体のひとつ Edexcelの2020年夏実施科 目の場合、45科目) ※通常3科目程度を選択。 ※日本語はPearson Edexcelが提 供する試験のみ設定。	・3領域(読解/言語能力・記述/数学) ・上記のほか、希望者を対象とする小論文 ※外国語の設定なし (参考:教科別テスト) 5領域(英語/歴史/数学/理科/外国語に 読解。言語の種グ有り))、20種類 ※難関大学において2科目程度必要。 ※外国語には日本語を含む。		主要3教科に「物理・歴史のうち1科目」、「政治、地理、化学、生物のうち2科目」を選択	6領域(国語、数学(カ型/ナ型)、英語、韓国史、探求(社会探求/科学探求/職業探求)、第2外国語/漢文)40科目 ※外国語には日本語を含む。	6教科29科目
	外国語科目における4技 能評価の状況	L: ○ R: ○ S: ○ W: ○ ※ 英語を口述試験の対象科目として選択していない生徒については、Sは通常の授業期間内に評価。	L: O R: O S: O W: O ※IL及びSの試験は、R及びWの 試験とは別に実施。 ※バカロレアの種類により実 施技能・方法は異なる。	L:O R:O S:O W:O	スニングがないテストの選択が可能。リスニングの設定がない言語もある。) R: O	【外国語科目は設定 されていない】 L: R: S: W:	R:O S:x	L:O R:O S:x W:x	L: O R: O S: x W: x

大学入学者選抜の国際比較③(共通テスト)

	ドイツ		フランス	イギリス	アメリ	リカ	中国	韓国	日本
2	武駛云场、 試験監督者 坪占考	中寺教育機関/ ②ギノナジウノ教員	①リセ(高校) ②リセ教員 ③リセ教員	(AQA、Edexcel等の主に5	②个明 ②ETS	大学 ②不明	試験美施区域の頁仕有に仕用され た数号など	い) 又は中学校 ②高校教員、中学校教員	①試験参加大学 ②大学教員 ③大学入試セン ター
	外国語科目にスピーキングを出題している場合の ①採点者 ②採点方法	①ギムナジウム教員 ②英語をアビトゥア試験の口述試験の対象科目としている生徒については、口述形式で評価。口述試験の対象科目としていない生徒については、通常の授業期間内に担当教師が口述形式で評価し、結果は平常成績に反映される。いずれも具体的な評価体制は不明。	①リセ教員	①Examination Boardが雇 用した者 ②受験者と評価者が対面で 採点	_	_	_	_	_
	外国語科目にライティング を出題している場合の ①採点者 ②採点方法	①ギムナジウム教員 ②他の科目と同様に、当該校の教科教師が2人採点を行い、両者のアビトウア評点(0~15点)が4点差以上になった場合、州の上級の監督官庁から指名された他校の教師が改めて採点を行う。	②国の定める評価基準 に基づき採点	①Examination Boardが雇用した者 ②試験用紙の記述内容を 採点。評価スケールに基づ いて採点される。	_	_	①大学の教員、高級中学の教師、大学院生等 ②まず、専門家が採点をして、他の 採点者が評価する方法をとる。その 後1つの答案に対して4点以上の差 があった場合は更に再採点を行う。 それでも点差があった場合は、さら に2回ピアレビューする機会が与え られる。1つの答案につき、最大5回 のチェックが行われる。	_	_
合材	格率	95.6%(2018年) ^{※7}	88.1%(2019年)	個別の大学が選抜に利用	個別の大学が	バ選抜に利用	約74.5%(2017年、定員規模から 見た予想合格率) ^{※8}	個別の大学が選抜に利用	個別の大学が選抜 に利用

^{※7} 出典:各州文部大臣会議「Schnellmeldung Abiturnoten 2019 an Gymnasien, Integrierten Gesamtschulen, Fachgymnasien, Fachoberschulen und Berufsoberschulen-vorläufige Ergebnisse-(2018年度)」 ※8 「諸外国の教育動向2018年度版」、p.149

¹⁰

総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の区分

○総合型選抜(AO入試) (概要)

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等 を組み合わせる ことによって、入学志願者の能 力・適性や学修に対する意欲、目的意識等を総 合的に判定する入試方法。

- ①入学志願者本人が記載する活動報告書、大学 入学希望理由書及び学修計画書等を積極的に 活用。
- ②入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等における選抜では、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意。
- ③「見直しに係る予告」で示した評価方法等* 又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用。
- *例えば、小論文等、プレゼンテーション、 口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、 資格・検定試験の成績等。

(時期)

<u>出願期間は9月1日~(</u>令和3年度は15日~) 結果発表は11月1日~

学力検査を課す場合の試験期日は 2月1日~3月25日

○学校推薦型選抜(推薦入試) ! (概要)

出身高等学校長の推薦に基づき、<u>調査</u> 書を主な資料として判定</u>する入試方法。 この方法による場合は、以下の点に留 意する。

- ①「見直しに係る予告」で示した評価方 法等*又は大学入学共通テストのうち少 なくともいずれか一つを必ず活用。
- ②推薦書の中に、入学志願者本人の学習 歴や活動歴を踏まえた学力の3要素に関する評価や、生徒の努力を要する点など その後の指導において特に配慮を要する ものがあればその内容について記載を求 める。
- ③募集人員は、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲で定める。
- *例えば、小論文等、プレゼンテーション、 口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、 資格・検定試験の成績等。

(時期)

<u>出願期間は11月1日〜</u> 結果発表は12月1日〜 (一般選抜の試験期日の10日前まで)

学力検査を課す場合の試験期日は 2月1日~3月25日

¦│○一般選抜(一般入試) ┆│(概要)

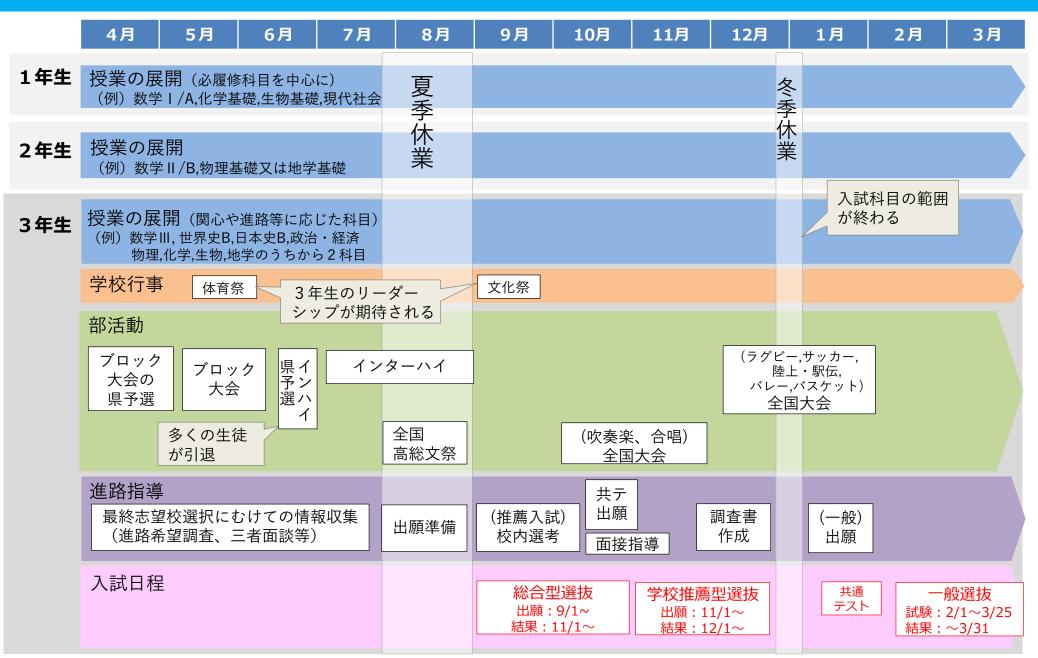
調査書の内容、学力検査、小論 文、入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディ ベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法。

(時期)

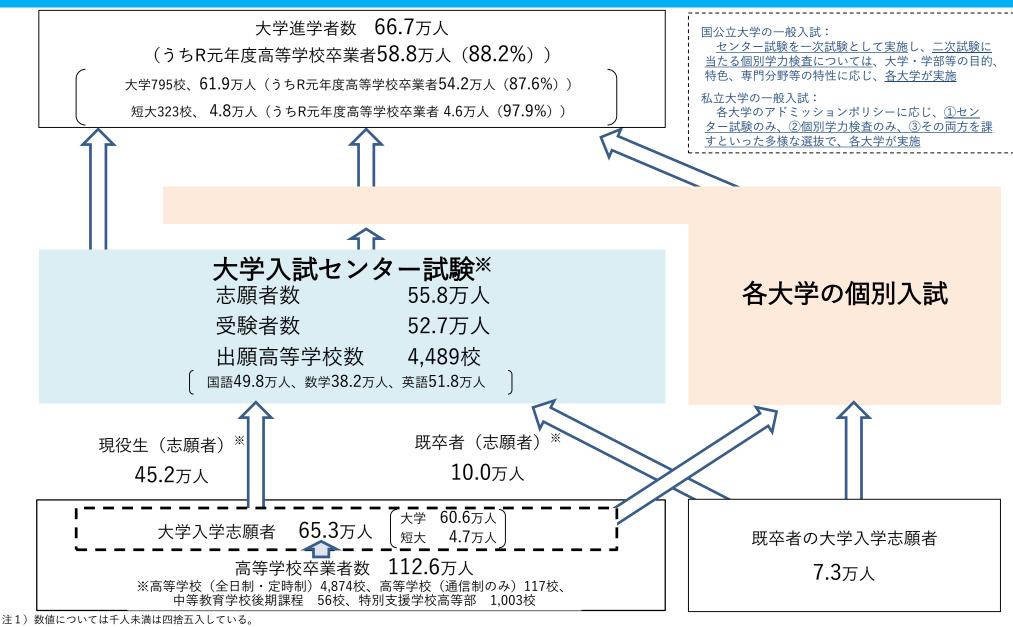
学力検査を課す場合の試験期日 は2月1日~3月25日 結果発表は~3月31日まで

11

全日制普通科高校の日程(イメージ例)



令和2年度入学者選抜における受験者数等



- 注2)学校基本調査に基づく既卒者の大学入学志願者は、卒業した高校等が把握している数値であり、大学入試センター試験に出願する既卒者の数値とは一致しない。
- 注3) 高等学校には、高等学校全日制・定時制・通信制のほか、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。
- 注4) 現役生45.2万人及び既卒者10.0万人と志願者数55.8万の差分(0.6万人)は、高卒認定試験合格者(0.4万人)や外国の学校(12年の課程)修了者(0.04万人)等による。

「三つのポリシー」に基づく大学改革(高大接続・社会との接続)

《学校教育法施行規則の改正》(平成29年4月1日施行)

全ての大学等において、以下の三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。

①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針



大学教育の充実に向けた PDCAサイクルの確立

大学教育の 質的転換

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化 <PDCAサイクルの起点>

大学教育の「入り口」から「出口」までを、一貫したものとして構築し、広く社会に発信

入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

入学者に求める学力の明確化、 具体的な入学者選抜方法の明示

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、 教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

«三つのポリシー策定の意義»

【大学にとっての意義】

- 組織的・体系的な大学教育の実現に向け、教職員が共通理解を持つことを可能とする。
- 大学の個性・魅力・特色を対外的に示すことができる。
- 内部質保証を確立するための指針となる。

【入学希望者、高校関係者等にとっての意義】

- 入学後の学修や卒業時に求められる学修成果について見通しを持ち、学びたい内容に 照らして大学を選べる。
- 入学までに何を身に付けなければならないのかが明確になる。
- 個々の大学の特色を踏まえ、一人ひとりの将来目標を実現する観点からの進路指導が 促進される。 ⇒ ミスマッチの緩和・解消、高大接続の改善

【大学生にとっての意義】

教育課程の構造や目標を十分理解した上で、自覚的に学習に取り組むことで、密度の濃い学習成果につながる。

【社会にとっての意義】

地域社会や産業界と大学との間で、育成すべき人 材像の共有や協働が可能となり、「大学と社会と の接続」が改善される。

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)

平成30年11月26日 中央教育審議会

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 ··· 学修者本位の教育への転換 ···

必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代 を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って 社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の 教育への転換

- ●「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化 (個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

● 高等教育と社会の関係

----------- 2040年頃の社会変化

国連:SDGs「全ての人が平和と豊かさを享受できる社会」

Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生

「知識の共通基盤」

教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を環元

研究力の強化

● 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与

産業界との協力・連携 ● 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング

地域への貢献

●「個人の価値観を算重する生活環境を提供できる社会」に貢献

Ⅱ.教育研究体制 ・・・・ 多様性と柔軟性の確保・・・

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象 として想定する従来のモデルから 脱却し、社会人や留学生を積極的 に受け入れる体質転換
- → リカレント教育、留学生交流の推進、 高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍など の様々な人材を登用できる仕組み の在り方の検討
- → 教員が不断に多様な教育研究活動 を行うための仕組みや環境整備 (研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、 時代の変化に応じた迅速かつ柔軟 なプログラム編成
- → 学位プログラムを中心とした大学制度、 複数の大学等の人的・物的資源の共有、 ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟な ガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営 力を強化し、大学等の連携・統合を 円滑に進められる仕組みの検討
- 「強み」や「特色」をより明確化 し、更に伸長

地域連携プラットフォーム(仮称)

人材養成の観点から各機関の

大学の多様な「強み」の強化

→ 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む 早期の経営判断を促す指導、国公私立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした 連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

Ⅲ 教育の質の保証と情報公表 ・・・・「学び」の質保証の再構築 ・・・

全学的な教学マネジメントの確立

における特有の課題の検討

パスを実現

- → 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る 指針の作成
- 学修成果の可視化と情報公表の促進
- →・単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、 学修に対する意欲等の情報
 - ・教育成果や大学教育の質に関する情報
- → 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化
- の把握・公表の義務付け

設置基準の見直し

(定員管理、教育手法、施設設備等について、 時代の変化や情報技術、教育研究の進展等 を踏まえた抜本的な見直し)

認証評価制度の充実

(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

Ⅳ 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の

高等教育機関への進学者数と それを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、 留学生を含めた「多様な価値観が集まる キャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革の ための適正な規模を検討し、教育の質 を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口:120万人(2017)
 - → 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数:63万人(2017)

→51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が 各地域における将来像の議論や具体的な連携・ 交流等の方策について議論する体制として 「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公私の役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、 地域における高等教育の在り方を再構築し 高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に 関する一定の方向性を検討

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)

転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリア

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を享受することを踏まえた 民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)
- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

公的支援も含めた社会の負担への理解 を促進

→ 必要な投資を得られる機運の醸成

「教学マネジメント指針」概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。 そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメント とは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源(人員や施設等)や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者 目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント 指針とは

IV

マ

D ネ

XZ

D>

教を

学支

Ιえ

Rる

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営すなわち教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営の在り方を示す。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界 といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

Ⅰ~Ⅴの取組を、大学全体、

学位プログラム、授業科目の

全体として整合性を確保。

それぞれのレベルで実施しつつ、

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受入れの方針」(AP)

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

I「三つの方針 |を通じた学修目標の具体化

学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

Ⅱ 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を 編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数 の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

Ⅲ 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改 善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化 ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

「学付プログラムルベル

シラバス、カリキュラムマップ、 カリキュラムツリー、ナンバリン グ、キャップ制、週複数回授業 アクティブ・ラーニング、主専 攻•副專攻

「授業科目」レベル

ルーブリック、GPA、 学修ポートフォリオ

項目の例は 別途整理

学位プログラム共通の考え方 や尺度(アセスメントプラン)に 則り、大学教育の成果を点 検•評価

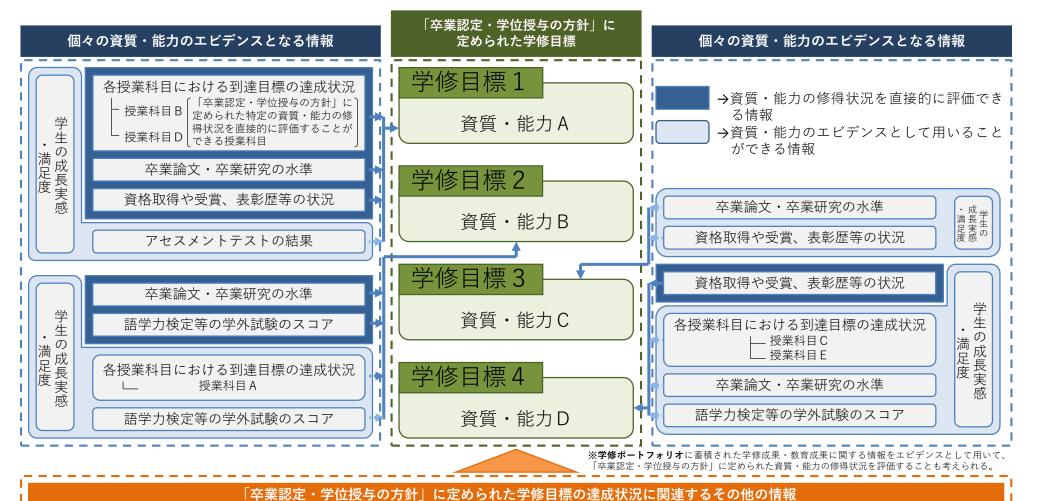


V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るという好循環の形成が求められる

社会からの信頼

積極的な説明責任



進路の決定状況等の卒業後の状況

(進学率や就職率等)

学位の取得状況

卒業生からの評価

学修時間

卒業生に対する評価

修業年限期間内に卒業する学生の割合、

留年率、中途退学率

大学入学者選抜実施要項におけるAPに関する記載

第 2 アドミッション・ポリシー

- アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。
- このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述することとする。
- さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけではなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定するよう努める。
- あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に記述する。また、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。

(以下、略)

大学入学者選抜に求められる原則について

法令の規定	原則	原則に含まれ、又は派生する内容	備考
【憲法第二十六条第一項】 すべて国民は、法律の定める ところにより、その能力に応 じて、ひとしく教育を受ける	①当該大 学・学部で の学修・卒	●卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針を定め、当該大学・学部で学ぶのに必要な能力・適性等を有する学生を選抜	【広辞苑】(岩波書店)(適宜省略・短縮して記載。以下同じ。) 公正:①公平で邪曲のないこと。②明白で正しいこと。 公平:かたよらず、えこひいきのないこと。 【スーパー大辞林】(三省堂)
権利を有する。	業に必要な 能力・適性 等の判定	●学力検査においては、選抜するための要件(信頼性、妥当性、識別力) を備えることが重要	<u> </u>
【教育基本法第四条】 1 すれてに応じた教育とは、教育基本は関係、教育をは、教育をはた教育になりまた。 その能会を与えら信条、性別、は社会がりまって、教育上差別では、といい。 2 国のでは、大子の大学のでは、、のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	寺の刊定	●入試の内容・方法を決める責任主体である各大学・学部が主体的に実施することが基本 ※国がコーディネーターとしての役割を果たし、大学入試センターや大学・高等学校双方の関係団体と連携・協議し、一定のルールをガイドライン(大学入学者選抜実施要項等)として定め、適切な実施や選抜方法の改善等を促すことも重要	【明鏡国語辞典】 (大修館書店) 公正:公平で正しいこと。 公平:判断や処理などがかたよっていないこと。「公正」と意味が近いが、「公正」は正しいことに、「公平」はかたよらないことに重点がある。
	②受験機 会・選抜方 法における 公平性・公	●同一選抜区分における公平な条件での選抜(形式的公平性の確保) ※同一日・同一試験による選抜がこの要件を満たすものであるが、それのみが公平・公正であるということではなく、選抜基準を明確にすることにより公平性・公正性を確保した上で、能力・適性等を多面的・総合的に評価することが重要	【新法律学辞典】(有斐閣) 公正:法律用語としてはfairnessの訳語。専ら実力のみによって勝敗が決められるとき、協議はfairに行われたといわれ、実力以外の要素が介入したときその競技がunfairだという。 衡平equity:アリストテレスは、衡平を「立法者が無条件的に
支援を講じなければならない。 3 国及び地方公共団体は、 能力があるにもかなたがい。	正性の確保	●正確な採点、試験問題の漏洩防止、公平・公正な手続きでの合否判定。機密性、中立性や利益相反の観点から疑義を持たれないようにすること。	規定している事柄を個別的に補正すること」と定義。すなわ ち具体的妥当性に基づいて、法の厳格さを緩和する原理。
経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。		●入試情報(試験問題・解答、解答例・出題の意図、選抜基準、属性別内 訳等)の適切な公表	【法律用語辞典】 (有斐閣) 公正:①公平で、かつ、誤りがないこと。競争や取引等について主に用いられる。②その正しさが公からも認められていること。例えば、公正証書における公正はこの意。
【大学設置基準第二条の二】 入学者の選抜は公正かつ妥当		●形式的公平性だけでなく、地理的・経済的条件に配慮した受験機会の確保や障害者への合理的配慮、多様な背景を持つ学生受入れへの配慮等も重要(実質的公平性の追求)	公平 :かたよりがなく、えこひいきがない状態を指す語。例えば、「公平な裁判所」という場合の「公平な」とは、構成その他において偏頗のおそれがないことをいう。 衡平 :一般的な法規範を解釈し、個別事項に適用するに際して、
な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	③高等学校 教育と大学	●高等学校教育を尊重する観点から種々の配慮を行うことが重要(難問奇問の排除)	具体的な妥当性を実現するための原理。古くは、アリストテレスが、個別的正義の実現のために衡平の原理によって一般的法規範を補正する必要性を説いた。
	教育を接続する教育の一環としての実施	●学習指導要領を踏まえた選抜の実施 ※高等学校において、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通して、生きて働く知識・技能の習得や未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養を目指す(*)教育改革を推進しており、こうした高等学校学習指導要領の考え方と齟齬をきたすことのない選抜に改善していく必要 *「高等学校学習指導要領(平成30年告示) 第1章 総則」参照 ●入学志願者への教育上の配慮(2年前ルール)	【コンサイス法律学用語辞典】(三省堂) 公平fairness: 英米における法理念。競争者が実力を出し切って勝敗を競うのがfair playで、そうでない勝負はunfairである。自由競争原理に立ちつつ、その実質的実現を保障するのが公平の原理である。 エクイティequity: 英米法上の「衡平」と同義で、法の一般的規定をそのまま適用すると具体的妥当性を欠く場合、それを補正する原理を意味する。
		7	

【参考】大学入試の原則として引用されることの多いもの

- ・昭和48年大学入学者選抜実施要項(昭和47年4月)…「能力・適性等をそなえた者」「公正かつ妥当な方法」「高等学校の教育を乱すことのない」
- ・中央教育審議会「我が国の教育発展の分析評価と今後の検討課題(中間報告)」(昭和44年6月)…「公平性の確保」「適切な能力の判定」「下級学校への悪影響の排除」
- ・佐々木享『大学入試制度』(昭和59年、大月書店)…大学入試の三原則:①能力・適性の原則、②公正・妥当の原則、③高校教育尊重の原則

大学入学者選抜に関する情報の公表①

●学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)(抄)

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 <u>入学者の数</u>、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者 数その他進学及び就職等の状況<u>に関すること</u>
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2~4 (略)
- 5 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

大学入学者選抜に関する情報の公表②

「大学入学者選抜実施要項」において、受験生等に対し、<u>募集要項等を通じて試験実</u>施内容に関する情報を周知することを求めるとともに、試験実施後は、入試に関する情報として、<u>試験問題、解答は原則公表</u>とし、<u>選抜基準、受験者数・合格者数・入学者数は公表に努める</u>こととしている。

- ●令和3年度大学入学者選抜実施要項(令和2年6月19日付文部科学省高等教育局長通知)(抄)
 - 第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表
 - 1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法(小論文の出題や面接の実施等)、その他 入学者選抜に関する基本的な事項について入試方法の区分ごとに決定し、令和2年6月19日から7 月31日までに発表するものとする。
 - 2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。
 - 3 <u>個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表</u>する。その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

大学入学者選抜に関する情報の公表③

第10 募集要項等

1 募集要項

- (1) <u>各大学</u>は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、 試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出 願等に必要な事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和2年12月15日までに発表する。
- (2) 各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、募集要項等に明記する。
- (3) 第3の2(1)から(4)までに掲げるもののほか、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、入試方法を区分することとし、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとにその内容や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。
- (4) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないよう,「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」(平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知)を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること,入学前の募集は行っていないことなどを記述する。
- (5) <u>各大学</u>は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、<u>アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める</u>。

大学入学者選抜に関する情報の公表4

第13 その他注意事項

- 1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮
 - (2) <u>障害等のある入学志願者に対しては</u>,「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ,その能力・意欲・適性,学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い,障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。

その際、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について」(平成29年3月29日付け28文科高第1229号文部科学省高等教育局長通知)や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」(平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知)にも十分留意する。

- ① 点字・拡大文字による出題、ICT機器の活用、拡大解答用紙の作成など
- ② 特定試験場の設定、試験会場への乗用車での入構、座席指定の工夫など
- ③ 試験時間の延長,文書による注意事項の伝達,試験室入り口までの付添者の同伴,介助者の配置など

また,「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」(平成28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知)を踏まえ,各大学において,入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。

(3) <u>各大学</u>は、<u>障害等のある入学志願者に対し</u>、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、 出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納 入手続・期限など、出願等に必要な事項の伝達においても、合理的配慮を行うものとする。

また、<u>入試における配慮の内容や受入実績</u>を募集要項やホームページ等に掲載するなど、<u>情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開</u>するとともに、<u>事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ事前相談体制の構築・充実に努める</u>。

大学入学者選抜に関する情報の公表5

第13 その他注意事項

- 2 入試情報の取扱い
 - (1) <u>個別学力検査における試験問題やその解答</u>については、<u>当該入試の実施以降に受験者や次年度以</u> 降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 試験問題については、原則として公表するものとする。
 - ② <u>解答</u>については、<u>原則として公表</u>するものとする。ただし、<u>一義的な解答が示せない記述式の</u> <u>問題等</u>については、<u>出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表</u>するも のとする。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により 問題の内容が明らかになるよう努める。

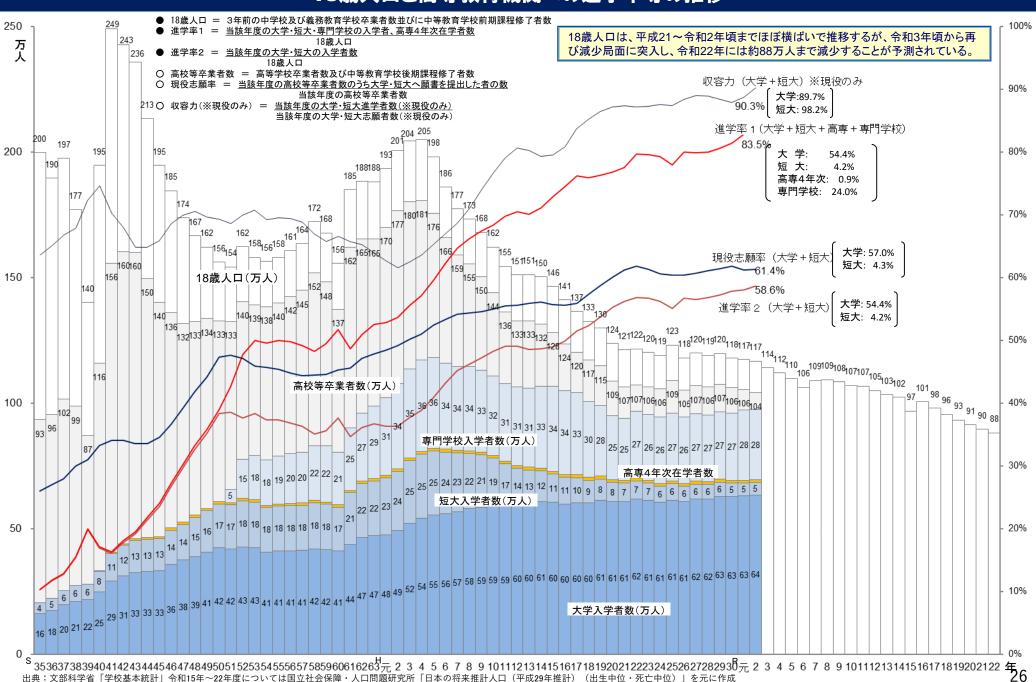
(2) <u>各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法</u>についても、<u>可能な限り情報</u>開示に努める。

4 入学者選抜の公正確保

(4) <u>合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表</u>し、<u>それを遵守</u>する。合 否判定は、中立・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、 その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施 す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ 定めておく。

2. 大学入学者数等の推移データ

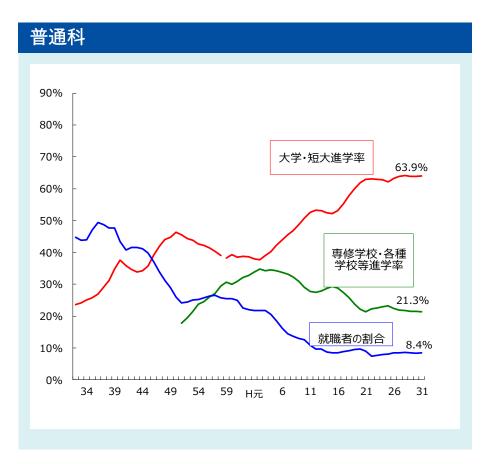
18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



出典:文部科学省「学校基本統計」令和15年~22年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成 ※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

高校生の卒業後の進路状況(普通科・専門学科別)

- ここ数年の普通科卒業生の傾向を見ると、大学・短大進学率は約60%、就職者の割合は約10%で推移。
- ○一方、専門学校・各種学校等進学率は低下。
- 専門学科卒業生は、就職する者が最も多く、就職者の割合、大学・短大進学率ともに上昇傾向。





※ 大学短大進学率には、昭和58年以前は通信制大学短大への進学を除いているが、昭和59年以降はこれを含んでいる。

高等学校卒業者数・大学(学部)志願者数・大学(学部)入学定員の推移

年度	高等学校等 卒業者数	大学(学部) 入学志願者数		大学(学部)入学者数			大学(学部)	入学定員		大学(学部) 進学率
	計	計	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
平成 10	1,441,061	790,423	590,743	107,311	21,205	462,227	515,735	102,526	19,813	393,396	36.4%
11	1,362,682	756,422	589,559	105,240	22,629	461,690	524,807	99,899	21,011	403,897	38.2%
12	1,328,940	745,200	599,655	103,054	23,578	473,023	535,445	97,297	21,792	416,356	39.7%
13	1,327,109	750,331	603,953	103,013	24,125	476,815	539,370	97,337	22,289	419,744	39.9%
14	1,315,079	756,333	609,337	103,301	24,276	481,760	543,319	97,072	22,399	423,848	40.5%
15	1,281,656	742,934	604,785	103,762	25,153	475,870	543,818	97,187	22,916	423,715	41.3%
16	1,235,482	722,227	598,331	103,552	25,074	469,705	545,261	96,525	23,084	425,652	42.4%
17	1,203,251	699,732	603,760	104,130	26,050	473,580	551,775	96,485	24,063	431,227	44.2%
18	1,172,087	690,435	603,054	104,027	26,935	472,092	561,959	96,393	25,033	440,533	45.5%
19	1,148,108	689,673	613,613	102,455	26,967	484,191	567,123	96,278	25,235	445,610	47.2%
20	1,089,188	670,371	607,159	102,345	27,461	477,353	570,250	95,956	25,462	448,832	49.1%
21	1,065,412	668,590	608,731	101,847	28,414	478,470	573,223	96,272	26,532	450,419	50.2%
22	1,071,422	680,644	619,119	101,310	29,107	488,702	575,325	96,447	27,397	451,481	50.9%
23	1,064,074	674,696	612,858	101,917	29,657	481,284	578,427	96,458	27,742	454,227	51.0%
24	1,056,387	664,334	605,390	101,181	30,017	474,192	581,428	96,497	27,987	456,944	50.8%
25	1,091,614	679,199	614,183	100,940	30,044	483,199	583,618	96,512	28,395	458,711	49.9%
26	1,051,343	661,555	608,247	100,874	30,669	476,704	586,024	96,465	28,823	460,736	51.5%
27	1,068,989	666,327	617,507	100,631	30,940	485,936	588,962	96,277	28,843	463,842	51.5%
28	1,064,352	665,237	618,423	100,146	31,307	486,970	593,347	95,981	29,317	468,049	52.0%
29	1,074,655	679,004	629,733	99,462	31,979	498,292	606,835	95,693	29,858	481,284	52.6%
30	1,061,565	679,040	628,821	99,371	33,073	496,377	616,697	95,650	32,717	488,330	53.3%
31	1,055,807	673,844	631,273	99,136	33,712	498,425	614,803	95,635	31,748	487,420	53.7%
令和 2	1,042,549	664,591	635,003	98,365	33,439	503,199	618,870	95,528	31,946	491,396	54.5%

[※]高校学校等卒業者数・・・高等学校及び中等教育学校後期課程の前年度の卒業者数(現役のみ)

[※]大学(学部)入学志願者数・・・高等学校及び中等教育学校後期課程の卒業者のうち、大学(学部)への入学志願者数(過年度卒業生を含む)

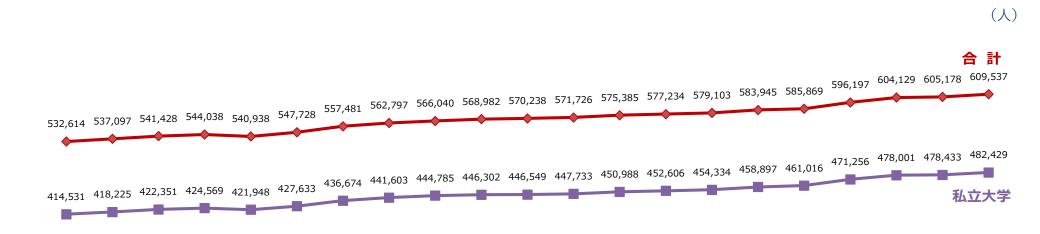
[※]大学(学部)入学志願者数については、同一人が2校(学部)以上を志願した場合も1名として計上される。

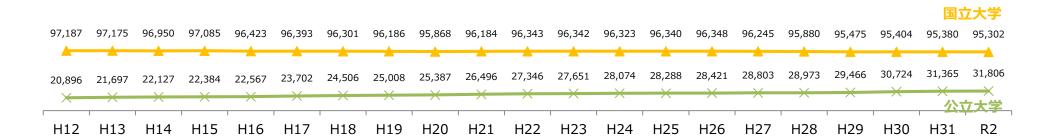
[※]大学(学部)入学者数・・・大学(学部)への入学者数(過年度卒業生を含む)

[※]大学(学部)進学率・・・大学(学部)入学者数/18歳人口(3年前の中学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者数)

[【]出典】高等学校等卒業者数、大学(学部)入学志願者数、大学(学部)入学者数・・・ 文部科学省『学校基本統計』 大学(学部)入学定員・・・ 全国大学一覧

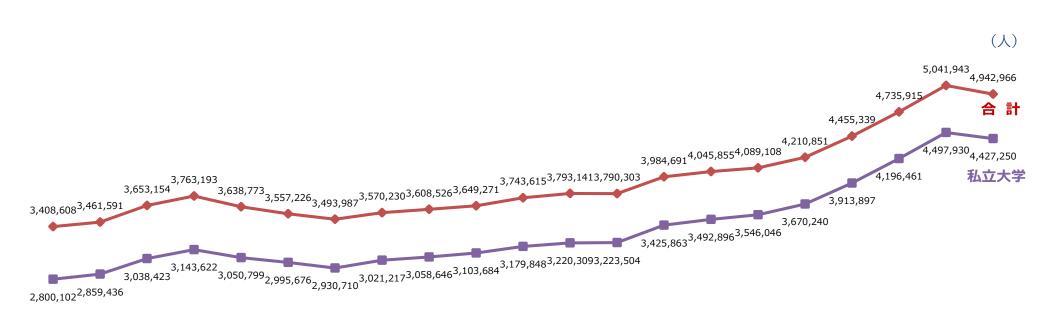
入学定員(募集人員)の推移



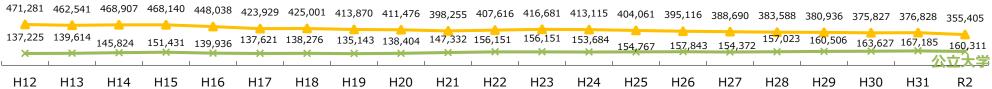


※各年度は入学年度であり、令和2年度であれば、令和2年度に入学する者を対象とした数字である。 ※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

入学志願者の推移(延べ数)

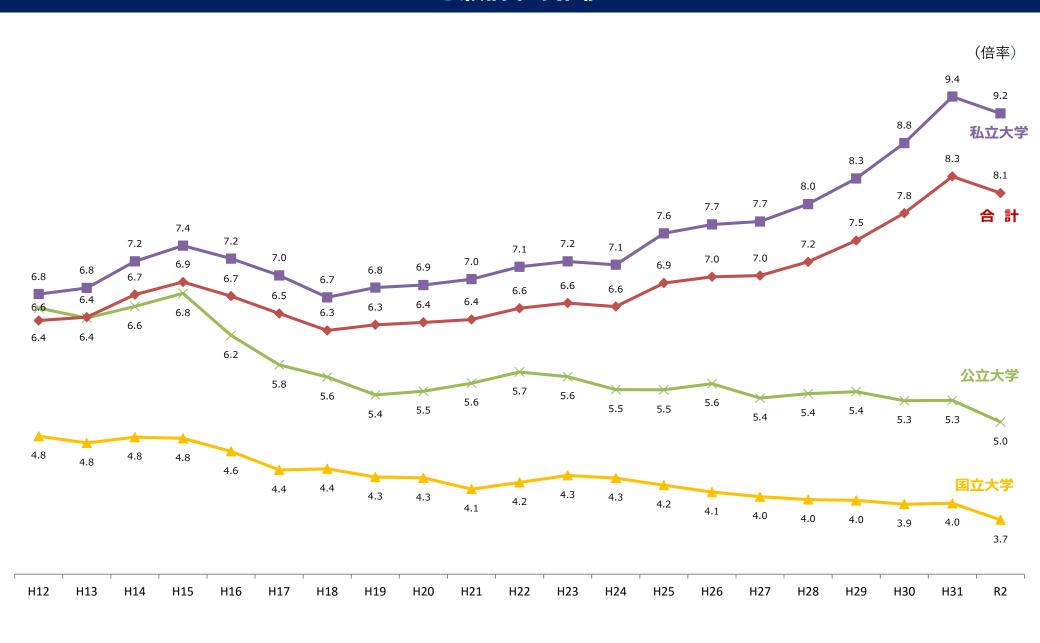






※各年度は入学年度であり、令和2年度であれば、令和2年度に入学する者を対象とした数字である。 ※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

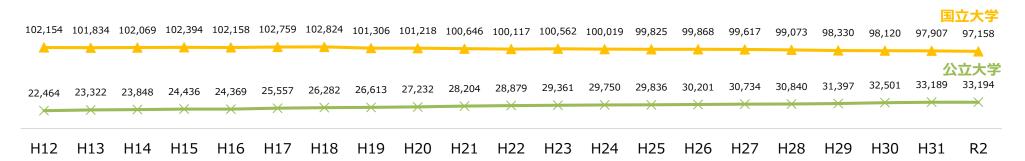
志願倍率の推移



[※]各年度は入学年度であり、令和2年度であれば、令和2年度に入学する者を対象とした数字である。 ※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

入学者数の推移





※各年度は入学年度であり、令和2年度であれば、令和2年度に入学する者を対象とした数字である。 ※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

3. 大学入試センター試験/大学入学共通テストの実施状況等

大学入試センター試験の概要

大学入試センター試験とは

大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として、大学が共同して実施する試験。

【大学入試センター試験導入の背景】

昭和54年度から実施された共通一次学力試験は、大学の2次試験との組み合わせによる多様な選抜の実現に寄与するとともに難問・奇問を排した良質な問題を確保するなどの成果を挙げた。

一方で、私立大学が基本的に参加しなかったことで、効果が限定的であり、 5 教科 7 科目(昭和62年度から 5 教科 5 科目)の画一的な利用が大学の序列化をもたらすなどの課題が生じた。

このため、選抜に利用する教科・科目は各大学が自由に選択可能(アラカルト方式)とし、設置主体を問わず各大学が多様な選抜 資料の一つとして利用できる試験として、共通一次学力試験の成果を引き継ぎつつ、大学入試の個性化・多様化に貢献する試験として導入。

4

【大学入試センターが果たす役割】

1 難問奇問を排除した良質な問題の確保

昭和53年度以前は、高等学校教育の程度や範囲を超えた難問 奇問の出題が少なくありませんでしたが、共通一次学力試験や 大学入試センター試験の導入により、難問奇問を排除した良質 な問題が確保されるようになり、高等学校等の関係者からも高 い評価を受けています。

3 国公私立大学及び公私立短期大学を通じた 入試改革

公私立大学・短期大学の利用数は、令和2年度入試では、 774大学・短期大学であり(平成31年3月31日現在)、利用した大学・短期大学からも好評を得ています。 2 各大学が実施する試験との適切な組合せに よる大学入試の個性化・多様化

大学入試センター試験を利用することで、小論文、面接等を 実施する大学や推薦入試、帰国子女・社会人を対象とした特別 入試を実施する大学が増えています。このように大学入試セン ター試験は大学入試の個性化・多様化に貢献しています。

アラカルト方式による各大学に適した利用

大学入試センター試験では、利用教科・科目を各大学が自由 に指定できるアラカルト方式により、各大学がその大学・学部 に必要な教科・科目を指定することができます。

大学入試センター試験実施の流れ

- ・約700の試験会場、計約2万個 の専用コンテナをトラック、 鉄道貨物、航空貨物により6 日間で発送
- ・各大学は到着後、コンテナの内 容を確認してセンターに報告 し、金庫等で厳重保管





・約700の試験会場、約1万試験 室で4万人の大学教職員が、 試験本部作業、試験監督、受 付、警備等を担当

問題作成・印刷(経過措置対応問題)(緊急対応問題)

試験場の指定

出願受付

受験票の送付

試験問題等の輸送

試験主題追試験本試験・翌週追試験

答案読取り・採点

答案受領

成績提供

約55万人の志願票を19日間で処理 (不備への対応を含む)

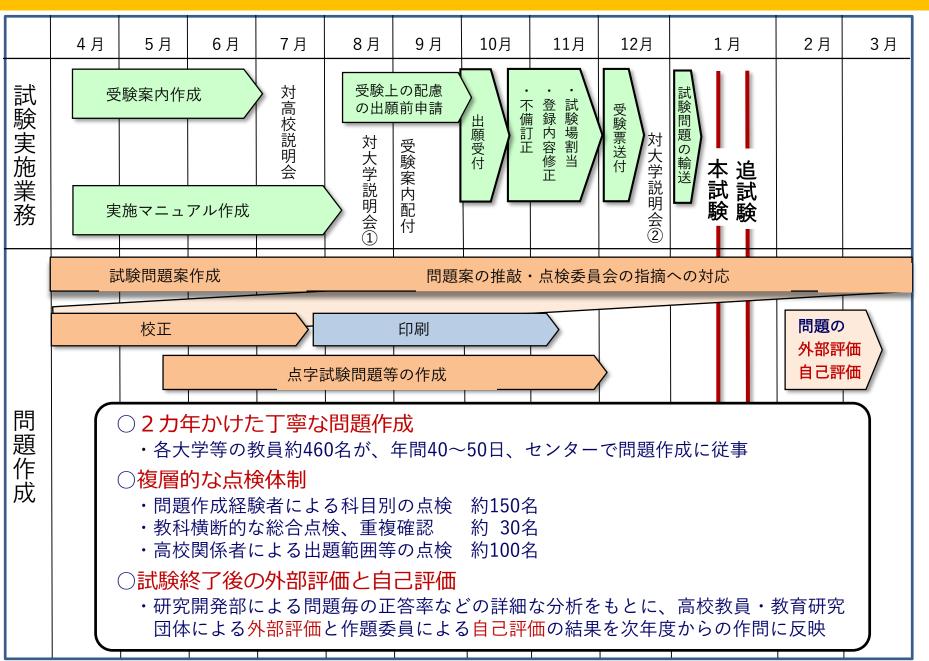


センターと実施大学との連絡は、試験専用の電話69台及びファックス30台を使用



延べ約710万枚の答案を4日間で読取り処理(Optical Mark Reader) 【出典】独立行政法人大学入試センター提出資料

大学入試センター試験実施業務と良質な問題の作成



大学入試センター試験の時間割

配慮を必要とする受験生のために、配慮委員会の審査を経て、通常の試験時間の1.3倍および1.5倍の試験時間延長を設定 → 終了時間は、英語(リスニング)の再開テストがない場合でも19:35に

			一般の試験時間	1.3倍の試験時間	1.5倍の試験時間
	地理歴史	2科目受験	9:30~11:40(130分	9:30 ~ 12:20(170分)	9:30 ~ 12:40(190分)
	公民	1科目受験	10:40 ~ 11:40 (60分)	11:00 ~ 12:20 (80分)	11:10 ~ 12:40 (90分)
第	国語		13:00 ~ 14:20 (80分)	13:20 ~ 15:05(105分)	13:25 ~ 15:25 (120分)
		筆記	15:10 ~ 16:30 (80分)	15:35 ~ 17:20(105分)	15:55 ~ 17:55(120分)
目目	外国語	英語 (リス)	17:10 ~ 18:10 (60分)	17:45 ~ 18:55(70分)	18:20 ~ 19:35(75分)
	理科①		9:30 ~ 10:30 (60分)	9:30 ~ 10:50(80分)	9:30 ~ 11:40(90分)
	连件也		9.50 ~ 10.50 (60 7)	9.50~10.50(60分)	9.30~11.40(90分)
	数学①		11:20 ~ 12:20 (60分)	11:20 ~ 12:40 (80分)	11:30~13:00(90分)
第一	数学②		13:40 ~ 14:40 (60分)	13:40 ~ 15:00 (80分)	13:45 ~ 15:15(90分)
日目	理科②	2科目受験	15:30 ~ 17:40(130分	15:30 ~ 18:20 (170分)	15:45 ~ 18:55(190分)
П	生11十七	1科目受験	16:40 ~ 17:40 (60分)	17:00 ~ 18:20 (80分)	17:25 ~ 18:55(90分)

出題科目の増加(6教科30科目)、受験パターンの複雑化(地歴公民、理科②の1科目受験と2科目受験など)、配慮のための取組等により、試験時間の余裕が乏しく、(利用大学や大学入試センターにとって)試験実施の負担やコストが極めて大きい現状

大学入試センター試験から大学入学共通テストへ

大学入学共通テストの実施・運営

○ 大学入試センター試験の実施・運営とほぼ同じ

大学入学共通テスト問題作成の基本的な考え方※

- 大学入試センター<mark>試験における問題評価・改善の蓄積を生かし</mark>つつ、高等学校教育の成果として 身に付けた、大学教育の基礎力となる知識・技能や思考力、判断力、表現力を問う問題を重視
- 「どのように学ぶか」を踏まえた問題の場面設定 高等学校における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた<mark>授業改善のメッセージ性も考慮</mark>し、授業において生徒が学習する場面や、社会生活や日常生活の中から課題を発見し解決方法を構想する場面、資料やデータ等を基に考察する場面など、学習の過程を意識した問題の場面設定を重視

大学入学共通テストの成績提供等

- 個人別成績データとして、得点合計、科目別得点
- 参考情報として科目ごとの 9 段階の段階表示及び国語における大問別得点
- 国公私立大学 令和3年2月8日以降 ※特例追試験は、令和3年2月18日以降
- ※令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針 大学入試センターHP(https://www.dnc.ac.jp/)

トップ → 大学入学共通テストのバナー → 試験情報 → 大学入学共通テスト出題教科・科目の出題方法 等及び大学入学共通テスト問題作成方針

高等学校学習指導要領の開設科目(昭和45年~)及び共通一次学力試験・大学入試センター試験の出題科目

Г	学習指導要領	共通第一次 学力試験	学習指導到	要領	共通第一次 学力試験	学習指導要領	大学入試 センター試験	学習指導要領	大学入試 センター試験	学習指導要領	大学入試 センター試験
	昭和45年告示 昭和48年実施 開設科目 必履修科目	昭和54年度~ 出題科目	昭和53年告示 開設科目	昭和57年実施 必履修科目	昭和60年度~ 出題科目	平成元年告示 平成 6 年実 開設科目 必履修科	1764 - 1765	平成11年告示 平成15年実施 開設科目 必履修科目	平成 18 年度~ 出 題 科 目	平成 21 年告示 平成 24 年及び 25 年実施 開設 科目 必履修科目	平成27年度及び28年度~ 出題科目
国語	「現代国語」(7) ○ 「古典 I 甲」(2) ○ 「古典 I Z」(5) □ 「古典 I Z」(3)	「現代国語と 古典 I 甲」	「国語 I 」(4) 「国語 II 」(4) 「国語表現」(2) 「現代文」(3) 「古典」(4)	0	[国語I]』 「国語I]	「国語 I 」(4) 「国語 II 」(4) 「国語表現」(2) 「現代文」(4) 「現代語」(2) 「古典 I 」(3) 「古典 II 」(3) 「古典 II 」(3)	語II』 『国語I・国	「国語表現 I J(2) 「国語表現 II J(2) 「国語総合 J(4) 「現代文 J(4) 「古典 J(4) 「古典 講読 J(2)	「国語」	「国語総合」(4) 〇2 単位まで減可 「国語表現」(3) 「現代文 A」(2) 「現代文 B」(4) 「古典 A」(2) 「古典 B」(4)	【磁阻】
社会	「倫理・社会」(2) 〇 「政治・経済」(2) 〇 「日本史」(3) 〇 「世界史」(3) 〇 「地理 A」(3) 「地理 B」(3)	「倫理・社会」 「政治・経済」 「日本史」 「世界史」 「地理 B」 「地理 B」	「現代社会」(4) 「日本史」(4) 「世界史」(4) 「地理」(4) 「・地理」(2) 「飯治・経済」(2)	0	「現代社会」 「日本史」 「世界史」 「地理」・「敞 当・経済」』	世界史 AJ(2) 1世界史 BJ(4) 1日本史 BJ(4) 1日本史 BJ(4) 1世 BJ(4) 1		「世界史 AJ(2) 「世界史 BJ(4) 「日本史 BJ(4) 「地理 AJ(2) 「地理 BJ(4) 「現代社会J(2) 「倫理J(2) 「政治・経済J(2)	「世界史 A」 「世界史 B」 「日本本史 B」 「地理 B」 「現代社会」 「倫理治・経治」 「政治・経済」	「世界史 AJ(2) 「世界史 BJ(4) 「日本史 BJ(4) 「地理 AJ(2) 「地理 BJ(4) 「現代社会J(2) 「倫理J(2) 「倫理J(2) 「政治・経済」(2)	「世界史 A」 「世界史 B」 「日本史 B」 「地理 B」 「地理 B」 「境理」 「強理」 「政理」 「政治・経済」 『倫理, 政治・経済』
数学	「数学一般」(6) 「数学 I 」(6) 「数学 II B」(5) 「数学 II B」(5) 「数学 II J(5) 「応用数学」(6)	「数学一般」 「数学 I 」	「数学 I 」(4) 「数学 II」(3) 「代数・幾何」(3) 「基礎解析」(3) 「微分・積分」(3) 「確率・統計」(3)	0	「数学Ⅱ」 「数学Ⅲ」 「工業数理」 「無記会計Ⅰ・Ⅱ」	「数学 I 」(4) 「数学 II 」(3) 「数学 II 」(3) 「数学 A J(2) 「数学 B J(2) 「数学 C J(2)	「数学 I」 『数学 I・数学 A』 「数学 II」 『数学 II・数学 B』 「工業数理」 「簿記」 『情報関係基礎』	「数学Ⅱ」(4) 「数学Ⅲ」(3) 「数学 A」(2) 「数学 B」(2) 「数学 C」(2)	「数学 I」 『数学 I・数学 A』 「数学 II」 『数学 II・数学 B』 「工業数理基礎」 『簿記・会計』 『情報関係基礎』	「数学Ⅲ」(5) 「数学 A」(2) 「数学 B」(2) 「数学活用」(2)	「数学 I」 『数学 I・数学 A』 「数学 II」 『数学 II・数学 B』 「工業数理基礎」 『簿記・会計』 『情報関係基礎』
理科	「基礎理科」(6) 「物理 I J(3) 「物理 I J(3) 「化学 I J(3) 「化学 I J(3) 「生物 I J(3) 「生物 I J(3) 「地学 I J(3) 「地学 I J(3)	「基礎理科」 「物理I」 「化学I」 「生物I」 「地学I」	「理科 I 」(4) 「理科 II 」(2) 「物理」(4) 「化学」(4) 「生物」(4) 「地学」(4)	Ο	「理料 I」 「物理」 「化学」 「生物」 「地学」	「総合理科」(4) 「物理 I A」(2) 「物理 I B」(4) 「物理 I B」(4) 「化学 I A」(2) 「化学 I B」(4) 「化学 II」(2) 「生物 I A」(2) 「生物 I A」(2) 「生物 I D」(4) 「生物 I D」(4) 「地学 I A」(2) 「地学 I B」(4) 「地学 I B」(4) 「地学 I B」(4)	「化学IA」	「理科基礎」(2) 「理科総合 A」(2) 「理科総合 B」(2) 「物理 I」(3) 「化学 I」(3) 「化学 I」(3) 「生物 I」(3) 「生物 I」(3) 「生物 I」(3) 「生物 I」(3) 「地学 I」(3)	「理料総合 A」 「理料総合 B」 「物理 I」 「化物 I」 「生物 I」 「地学 I」	「科学と人間生活」(2) 「物理基礎」(2) 「物理」(4) 「化学基礎」(2) 「化学」(4) 「生物基礎」(2) 「生物」(4) 「生物」(4) 「地学基礎」(2) 「地学」(4) 「地学」(4) 「理科課題研究」(1)	「物理基礎」 「化学基礎」 「生物基礎」 「地理」 「化学」 「生物」 「地学」
外国語		「英語 A」 「英語 B」 「ドイツ語」 「フランス語」	「英語 I 」(4) 「英語 II 」(5) 「英語 II A」(3) 「英語 II B」(3) 「英語 II C」(3)		『「英語 I」・ 「英語 II」』 「ドイツ語」 「フランス語」	「英語 I 」(4) 「英語 II 」(4) 「オーラル・コミュカーション A」(2) 「オーラル・コミュカーション B」(2) 「オーラル・コミュカーション C」(2) 「リーディング"」(4) 「ライディング"」(4)	『英語』 「ドイツ語」 「フランス語」 『中国語』 『韓国語』	「たか・バットラット」(2) 「たか・バットラット」(4) 「英語 I」(3) 「英語 I」(4) 「リーディング」(4) 「ライディング」(4)	『英語』 (「英語』に対応がを含む 『ドイツ語』 『フランス語』 『中国語』	「スシカーショグ英語基礎」(2) 「スシカーショグ英語Ⅱ」(4) 「スシカーション英語Ⅲ」(4) 「大語表現 Ⅱ」(2) 「英語表現 Ⅲ」(4) 「英語表現 Ⅱ」(4) 「英語表現 Ⅱ」(4)	『英語』 (「英語」にはたがを合わ 『ドイツ語』 『フランス語』 『中国語』 『韓国語』
H	題教科・科目数	5 教科 18 科目			5 教科 18 科目		6 教科 32 科目		6 教科 29 科目		6 教科 3

- 注1)() 内の数字は,学習指導要領で定める標準単位を示す
- 2)『韓国語』は平成14年度センター試験から導入
- 3)『倫理,政治・経済』は平成24年度センター試験から導入
- 4) 数学, 理科は平成24年4月より新教育課程に基づく履修を学年進行で開始, その他の教科は平成25年4月より開始
- 5) 数学, 理科は平成27年度(平成27年1月)センター試験より新教育課程対応問題で実施, その他の教科は平成28年度(平成28年1月)センター試験より新教育課程対応問題で実施
- 6)「工業数理基礎」は平成28年度センター試験まで実施

独立行政法人大学入試センターの概要

独立行政法人大学入試センターとは

大学が共同して実施する試験に関し、一括処理することが適当な業務(試験問題の作成・印刷及び輸送、 答案の採点・集計・各大学への成績提供等)を実施。

○独立行政法人大学入試センター法(平成11年法律第166号)(抄)

(センターの目的)

第3条 独立行政法人大学入試センター(以下「センター」という。)は、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)における教育の振興に資することを目的とする。 (業務の範囲)

第13条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

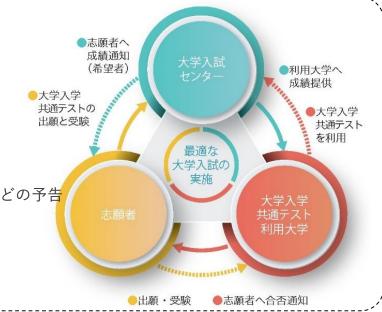
一 <u>大学に入学を志願する者</u>の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として<mark>大学が共同し</mark> <u>て実施することとする試験</u>に関し、問題の作成及び採点その他<u>一括して処理することが適当な業務</u>を行うこと。

二~四 (略)

2 · 3 (略)

【大学入試センターと利用大学の役割】

- ●大学入試センターの役割
 - ・試験問題の作成、印刷、輸送
 - ・受験案内、実施マニュアルなどの作成
 - ・出願の受付、試験場の指定、受験票の交付
 - ・答案の採点、集計
 - ・試験成績などの各大学への提供
 - ・試験成績の本人通知
- ●利用大学の役割
 - ・大学入学共通テストの利用教科・科目及び各大学ごとの学力検査などの予告
 - ・試験問題作成に携わる者の派遣
 - ・試験場の設定、試験監督者などの選出
 - ・志願者への受験案内の配付
 - ・試験問題の保管・管理
 - ・試験の実施、答案の整理・返送、試験成績の請求



独立行政法人大学入試センターの組織体制

(※全て令和2年4月1日時点)

■役員等氏名

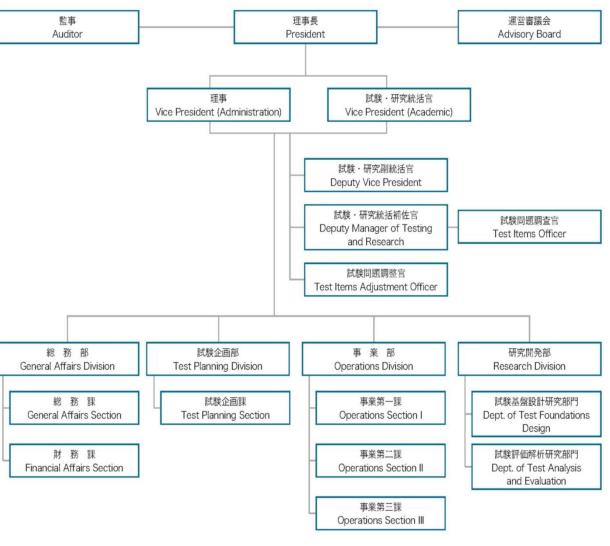
理事長山本 廣基理事義本 博司監事(常勤)永代 達三監事(非常勤)大隈 暁子試験・研究統括官大津 起夫試験・研究副統括官山地 弘起(研究開発部長)

■役職員数

	理事長	1	
役員	理事	1	
	監事	1 (1)	
試験・研究統括官	1		
試験・研究副統括官(※)	1	
総務部・試験企画	事務職員・	107 〈9〉	
部・事業部	技術職員	107 (9)	
研究開発部	教授・准教	14	
圳九州光中	授・助教	14	
合計	125 〈9〉 (1)		

- (注1) 〈〉は特定有期雇用で外数で示す
- (注2) () は非常勤で外数で示す
- (注3) ※研究開発部長と兼務

■組織図



【出典】独立行政法人大学入試センター要覧 令和 2 (2020) 年度 から抜粋・作成

大学入試センター試験及び大学入学共通テストにおける委員会組織図(令和2年1月~)

(独立行政法人大学入試センターの各種委員会)

現行センター試験に対応する委員会

※各委員会は大学入試センターに直接設置され、並列の関係。

試験介画委員会

・大学入試センター試験の実施計画、出題教科・科目、出 題範囲等の基本方針等を定める大学入試センター試験問 題作成要領の策定等

実施方法委員会

・大学入試センター試験の実施方法及び情報処理に関する 事項の処理

配慮事項審査・検討委員会

・受験上の配慮の基本的事項についての調査検討、配 慮案内についての企画立案、配慮事項に関する具体 的審査

教科科目第一委員会

・大学入試センター試験の試験問題の作成に係る基本方針 の策定及び問題作成

教科科目第二委員会

・第一委員会が作成した試験問題について、その構成、内容、解答及び用字用語等の点検、照合

教科科目第三委員会

・第一委員会が作成した試験問題について、形式、表現及 び各科目間の整合性、重複等を総合的に点検、照合

点検協力者

・大学入試センター試験の問題の難易度及び出題範囲に関する点検

新教育課程試験問題調査研究委員会

・新しい学習指導要領に対応し、試験問題作成の基本方針、 出題範囲、内容、程度等に関する事項の調査研究

試験問題評価委員会

・大学入試センター試験の試験問題の評価

A 得点調整検討委員会

・調整の対象となる科目、調整を行う場合の調整方法、調整を行う場合の得点差等の具体的事項を検討

B 得点調整判定委員会

・各年度ごとに大学入試センター試験の結果に関し、得点 調整の要否を総合的に判定

C 得点調整判定専門委員会

・大学入学共通テストの結果を分析、整理し、得点調整の要否の判定に必要な基礎資料を進備

大学入学共通テストに対応する委員会

※ 全体を調整する親委員会と個別の項目を審議する部会の構成など、委員会体制を見直し。

大学入学共通テスト企画委員会

- ・共通テスト全体の総括及び連絡調整
- ・共通テストの実施計画、出題教科・科目、出題範囲等の基本方針の策定
- ・共通テストの実施方法及び情報処理に係る基本方針その他重要な事項
- ・共通テストの受験上の配慮に係る基本方針及びその他重要な事項
- ・共通テストの問題作成に係る基本方針及びその他重要な事項

実施方法部会

・実施方法及び情報処理に係る基本方針案の策定・実施方法及び情報処理に係る企画・立案

配慮事項部会

・受験上の配慮に係る基本方針案の策定・受験上の配慮案内についての企画立案

配慮事項審査分科会

・受験上の配慮事項に係る具体的審査

問題作成部会

・ 大学入学共通テストの問題作成に関する基本方針案の策定

各科目の問題作成方針分科会

- ・ 大学入学共通テストの問題作成に関する各科目の基本方針案の策定
- ・ 作問方針に照らした点検、難易度及び出題範囲に関する点検

各科目の問題作成分科会

大学入学共通テストの各科目の問題作成

問題点検第一部会

・問題作成部会が作成した大学入学共通テストについて、その構成、内容、解答及び用字用 語等の点検、照合

問題点検第二部会

問題作成部会が作成した大学入学共通テストについて、形式、表現及び各科目間の整合性、 重複等を総合的に点検、照合

新教育課程試験問題調査研究特別部会

・新しい学習指導要領に対応し、令和7年度大学入学共通テスト以降の試験に関し、問題 ※ 新教育課程試験問題調査研究委作成に係る基本方針案の策定に当たり、特に検討が必要な教科・科目について調査研究 員会の担っていた役割については、

各出題教科・科目等の調査研究分科会

・ 出題教科・科目等別に調査研究

CBT活用検討部会

・CBT導入に向けた実施方法等に係る基本方針、試験問題作成、試験運用システム及び試験実施体制の在り方等について検討

A 得点調整検討部会

・調整の対象となる科目、調整を行う場合の調整方法、調整を行う場合の得点差等の具体的 事項を検討

評価・分析委員会

・大学入学共通テストの試験 問題の評価・分析に関する こと

大学入試英語成績提供 システム運営委員会

・大学入試英語成績提供システム について、資格・検定試験が参 加要件を満たしているかの確認 等の運営にかかる検討

B 得点調整判定委員会

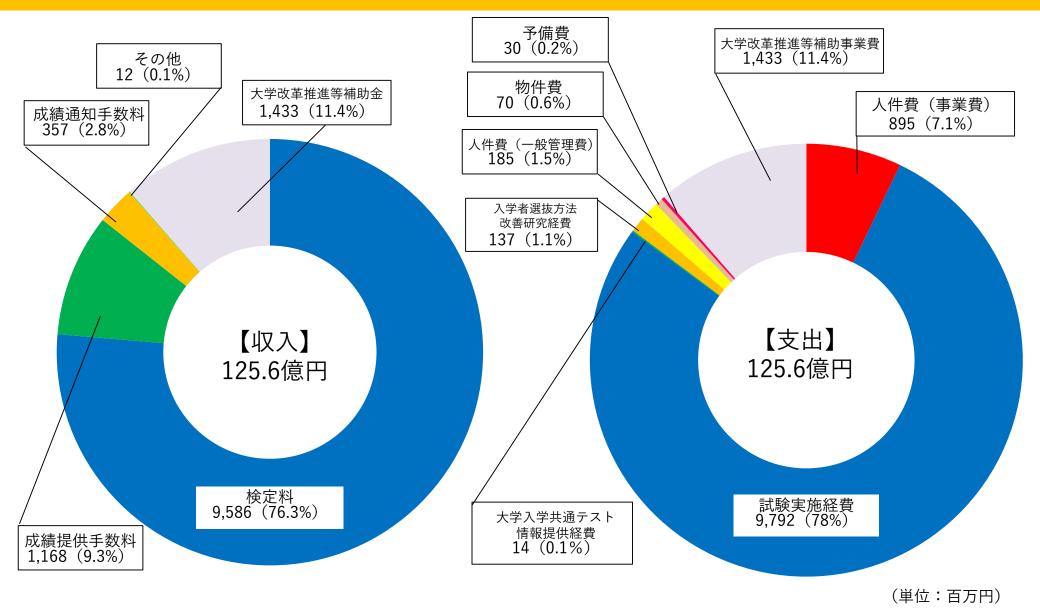
・各年度ごとに大学入学共通テス トの結果に関し、得点調整の要 否を総合的に判定

C 得点調整判定 専門部会

・大学入学共通テストの結果を分析、整理し、得点調整の要否の 判定に必要な基礎資料を準備

※ 新教育課程試験問題調査研究委員会の担っていた役割については、 大学入学共通テスト企画委員会、 問題作成方針分科会及び新教育課 程試験問題調査研究特別部会が担 う

大学入試センターの予算(令和2年度・補助金を含む)



(注) 金額は、百万円未満を四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

大学入試センターの予算(令和2年度・補助金を除く)

【当初予算(補助金を除く)】

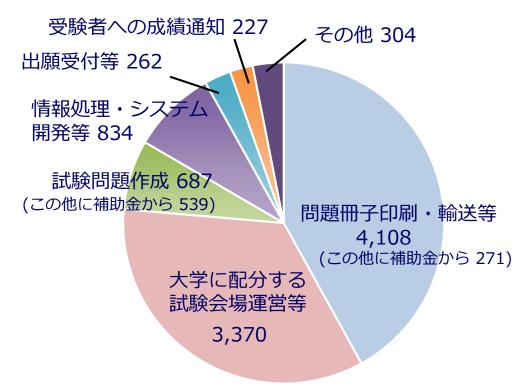
11,123 百万円

【収入】 検定料収入 成績提供手数料 成績通知手数料 その他	11,123 9,586 1,168 357 12
【支出】 一般管理費 人件費 物件費	11,123 185 70
業務経費 人件費 試験実施経費 入学者選抜方法改善を センター試験情報 予備費	895 9,792 研究経費 137

※ 閣議決定(H22年)に基づき、H23年度から運営費交付金は措置されていない

【試験実施経費】

9,792 百万円



単位:百万円

試験実施経費(9,792百万円)の内訳

令和3年度大学入学共通テスト

【目的】

大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な 学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるため に必要な能力について把握することを目的として、大 学が共同して実施。センター試験の後継。

【試験期日】

・共通テスト(1): 令和3年1月16日(土)、17日(日)

・共通テスト(2):令和3年1月30日(土)、31日(日)

※共通テスト(1)の追試験としても実施

試験会場は全都道府県に設置

•特例追試験 : 令和3年2月13日(土)、14日(日)

※共通テスト(2)の追試験として実施

試験場は原則として全国2地区会場

【令和3年度大学入学共通テストの利用状況等】

・志願者数:535,245人[対前年度▲22,454人]

うち共通テスト(1):534,527人 共通テスト(2): 718人

•受験者数:484,114人[対前年度▲42,958人]

•試験場数:

共通テスト(1):681試験場[対前年度▲8試験場]

共通テスト(2):64 試験場[対前年度-]

※うち追試験のみの会場:14試験場

·利用大学数:706 大学 (国立82、公立91、私立533)

[対前年度同]

155 短期大学(公立13、私立142)

[対前年度+3短期大学]

5専門職大学(公立4、私立4)

[対前年度-]

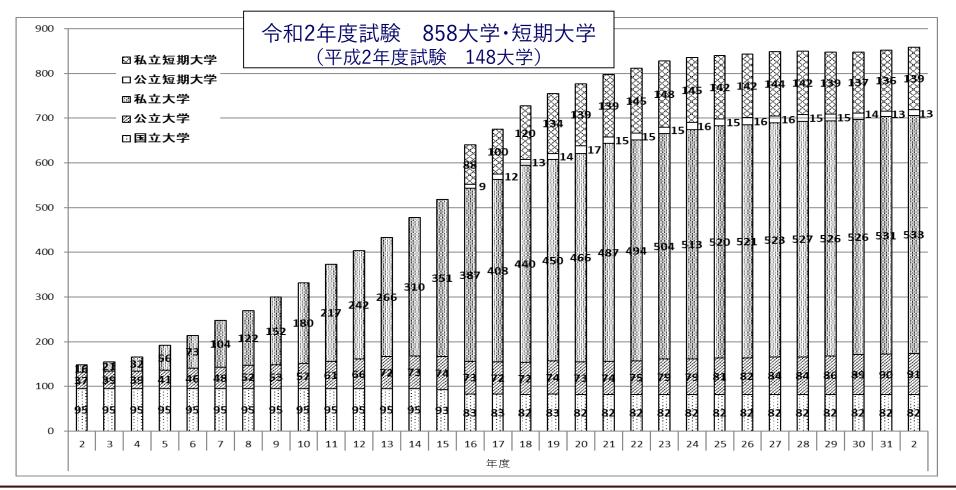
【令和3年度試験時間割】

※出題教科科目数 6教科30科目

期日		出題教科・科目	試験時間
	地理歴史 公 民	「世界史A」「世界史B」 「日本史A」「日本史B」 「地理A」「地理B」 「現代社会」「倫理」 「政治・経済」「倫理,政治・経済」	2科目受験 9:30~11:40 1科目受験 10:40~11:40
	国 語	「国語」	13:00~14:20
1日目	外国語	「英語」「ドイツ語」「フランス語」 「中国語」「韓国語」	「英語」【リーディング】 「ドイツ語」「フランス語」 「中国語」「韓国語」【筆 記】 15:10~16:30
			「英語」【リスニング】 17:10~18:10
	理科①	「物理基礎」「化学基礎」 「生物基礎」「地学基礎」	9:30~10:30
	数学①	「数学I」「数学I・数学A」	11:20~12:30
2 日 目	数学②	「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」 「簿記・会計」「情報関係基礎」	13:50~14:50
	理科②	「物理」「化学」 「生物」「地学」	2科目受験 15:40~17:50 1科目受験 16:50~17:50

大学入試センター試験参加大学数の推移

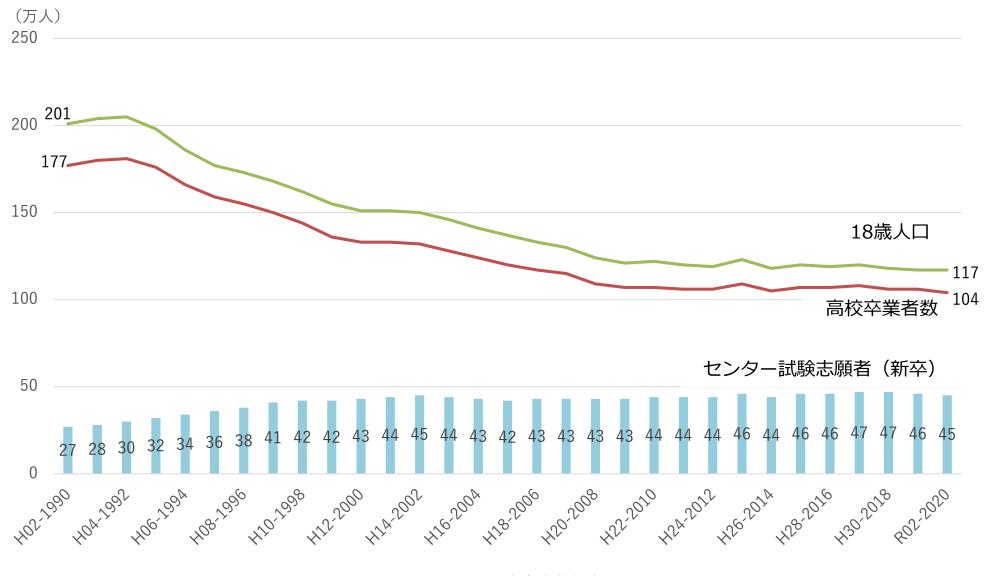
私立大学の利用拡大により利用大学数は、センター試験開始当初の**約6倍**に増加



※私立大学のセンター試験成績の利用の仕方は多様であり、例えばセンター試験成績のみで合否判定をする方式や 個別試験の成績と併用する方式などがある。

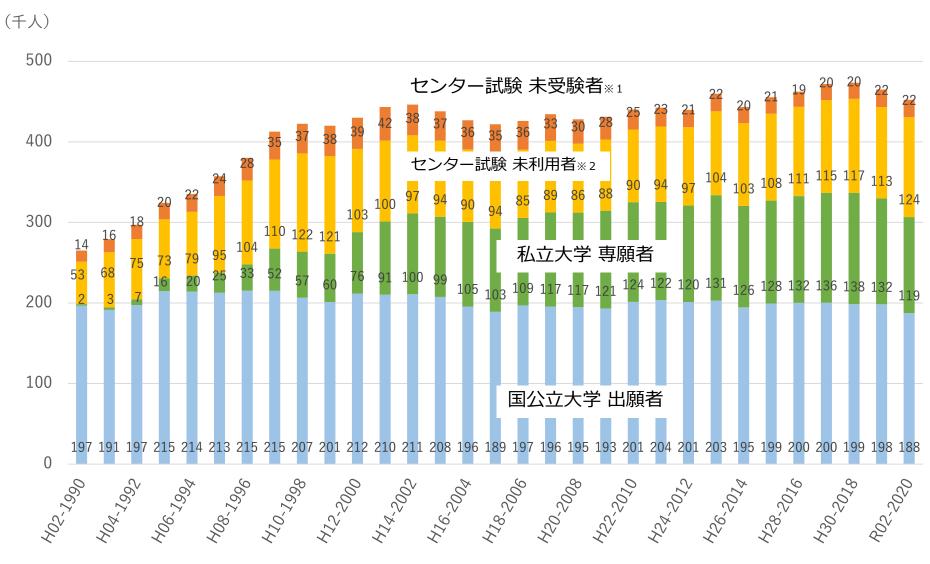
センター試験成績のみで合否判定を行っているのは募集人員全体の一部(10.9%, H31年度入試)である。

大学入試センター試験 新卒志願者数の推移



センター試験 実施年度

大学入試センター試験新卒志願者の出願先の推移



センター試験実施年度

^{※1 「}センター試験 未受験者」は、出願したものの受検していない者※2 「センター試験 未利用者」は、受験したものの成績を利用しなかった者

令和2年度大学入試センター試験科目別受験者数(本試験)

_受	験者	数	(本	試	験)52	6,9	01人								
	_		_			年	度						4	冷和 2	2年度
教和	斜・ ラ	科目	 名			_			受	験	者	数	(人	.)	本試験受験者全体に占める割合 (%)
国			語	国				語					498,	200	94.55%
				世	界		史	Α						765	0.33%
				世	界		史	В					91,		17.39%
Life	700	H-F		日	本		史	Α						429	0.46%
地	理	歴	史	日	本		史	В					160,		30.45%
				地		理		Α						240	0.43%
				地		理		В					143,		27.15%
				現	代		社	会					73,		13.91%
				倫				理					21,		4.02%
公			民	政	治	•	経	済					50,		9.56%
				倫	理,耳	女治	· 経	済					48,		9.17%
	*/	数学①		数		学		I					5,	584	1.06%
数	多	(子()	IJ	数	学 I	•	数学	Α					382,	151	72.53%
				数		学		Π					5,0	094	0.97%
	**/	~ >>+ C	マ:(ソ)	数	学Ⅱ	•	数学	В					339,	925	64.51%
学	多	数字②		簿	記	•	会	計					1,	434	0.27%
,				情	報関	1	系基	礎						380	0.07%
				物	理		基	礎					20,4	437	3.88%
	ıπ	1科(1		化	学		基	礎					110,	955	21.06%
理		177 U	라(I)	生	物		基	礎					137,	469	26.09%
				地	学		基	礎					48,	758	9.25%
				物				理					153,	140	29.06%
科	邛	1科②	9)	化				学					193,	476	36.72%
		177 C	(ب	生				物					64,	623	12.26%
				地				学					1,	684	0.32%
				英				語					518,	401	98.39%
外				ド	イ		ツ	語						116	0.02%
国	筆	音音	2	フ	ラ	ン	ス	語						121	0.02%
				中		玉		語						667	0.13%
語				韓		玉		語						135	0.03%
	IJ;	スニンク	*	英				語					512,0	007	97.17%

令和3年度大学入学共通テスト科目別受験者数(本試験)

受験者数(本試験)483,082人

			年	三 度							令	和 3	3年度
教	·科·科		7			受	験	者	数	(人)	本試験受験者全体に占める割 合 (%)
国	前	国			語				45		892		94. 99%
		世	界	史	Α					1,	558		0. 32%
		世	界	史	В				{	35,	995		17. 80%
地	理歴	月	本	史	Α					2,	379		0. 49%
地	理歴	月	本	史	В				14	43,	773		29. 76%
		地	:	理	Α					1,	968		0. 41%
		地		理	В				13	39,	010		28. 78%
		現	代	社	炒				(69,	198		14. 32%
公	Ē	倫			理						043		4. 15%
4	P	政	治	· 経	済						442		9.41%
		倫		治·絲	圣済				4		169		8. 94%
187	数学①	数		学	I						794		1. 20%
数	数子U	数	, .	数 学	έA				35	57,	847		74. 08%
		数		学	Π						233		1.08%
	数学②	数	学Ⅱ	数 学	É B				32		935		66. 43%
学		簿	記	· 会	計					1,	302		0. 27%
,		情	報関	係 基							348		0.07%
		物	理	基	礎						214		3. 98%
	理科①	化	学	基	礎						375		21. 40%
理	生作①	生	物	基	礎						277		26. 55%
		地	学	基	礎						461		9. 20%
		物			理						697		30. 37%
科	理科②	化			学						159		37. 91%
	生140	生			物				Į		161		12. 04%
		地			学						386		0. 29%
		英		ディン							867		98. 92%
		英	語(リ	スニン:	グ)				4	76,	166		98. 57%
b	小 国 語	ド	イ	ツ	語						113		0. 02%
		フ	ラ	ンス	語						91		0. 02%
		中		玉	語						639		0. 13%
		韓		玉	語						112		0. 02%

大学入学共通テスト受験者に対する受験科目数の割合

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
受 験 者 合 計	547,892人	554,212人	546,198人	527,072人	484,114人
平均受験科目数	5.55	5.52	5.53	5.54	5.62
8 科目受験者	1.9%	1.8%	1.6%	1.5%	1.5%
7 科目受験者	54.2%	53.5%	54.0%	54.5%	56.4%
6 科目受験者	4.4%	4.6%	4.6%	4.7%	4.5%
5 科目受験者	5.3%	5.2%	5.2%	5.1%	5.1%
4 科目受験者	8.5%	8.7%	8.3%	8.4%	8.7%
3 科目受験者	22.2%	22.7%	22.6%	21.9%	20.8%
2 科目受験者	3.1%	3.0%	3.1%	3.4%	2.7%
1 科目受験者	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%

⁽注1) 受験率は、受験者合計に対する割合を示す。

⁽注2) 理科①(基礎の付された科目)は、2科目で1科目と数えている。

⁽注3) 令和2年度までは大学入試センター試験の数値。

大学入試センター試験における素材文の取扱いについて

大学入試センター試験の改善について(平成20年8月5日大学入試センタープレス発表)(抄)

1 大学入試センター試験における素材文の取扱いについて

大学入試センターでは、高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として、大学入試センター試験を実施しています。試験問題は「高等学校学習指導要領」に準拠し、高等学校で使用する教科書を基礎とし、特定の事項や分野に偏りがないように留意して作成しています。

また、過去の大学入試センター試験や大学の個別学力検査で使用された素材文及び教科書に掲載された文章については、大学入試センター試験の素材文として使用しないという取扱いをしてきました。しかし、試験問題に適した素材文には限りがあり、また毎年、膨大な入試問題が作成されていることから、これらとの重複を避けつつ、良質な試験問題を作成することは年々困難となってきています。

このようなことから、大学入試センターでは、引き続き良質な問題を作成する観点から、平成22年度大学入試センター試験から、過去の大学入試センター試験や大学の個別学力検査で使用された素材文及び教科書に掲載された文章であっても、高等学校における基礎的学習の達成度を測定する上で適切なものであれば、素材文として使用することもあり得ることとします。

(※下線は大学振興課において付記)

大学入学共通テストにおける段階別評価①

教育再生実行会議「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(第四次提言)」 (平成25(2013)年10月31日)(抄)

- 3. 大学入学者選抜を、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定するものに転換するとともに、高等学校教育と大学教育の連携を強力に進める。
- (1) 大学教育を受けるために必要な能力判定のための新たな試験(達成度テスト(発展レベル)(仮称))の導入
- <u>達成度テスト(発展レベル)(仮称)は、その結果をレベルに応じて段階別に示す</u>ことや、各大学において多面的な入学者選抜を実施する際の基礎資格として利用することなど、知識偏重の1点刻みの選抜から脱却できるよう利用の仕方を工夫する。(略)

中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」(平成26(2014)年12月22日)(抄)

- 2. 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた改革の方向性
- (1) 各大学のアドミッション・ポリシーに基づく、大学入学希望者の多様性を踏まえた「公正」な選抜の観点に立った大学入学者選抜の確立
- ② 入学希望者に求められる学力を評価する新テストの導入
- ◆ <u>「1点刻み」の客観性にとらわれた評価から脱し</u>、各大学の個別選抜における多様な評価方法の導入を促進する観点から、<u>大学及び大学入</u> 学希望者に対して、段階別表示による成績提供を行う※。
 - ※段階別表示の具体的な在り方や、あわせてどのようなデータ(標準化得点や、パーセンタイル値に基づき算出されたデータ等)を大学に提供することが適当かについては、別途、専門家等による検討を行うこととする。

文部科学省「大学入学共通テスト実施方針」(平成29(2017)年7月)(抄)

- 9. 結果の表示
- (1) マークシート式問題

各大学において、入学者受入れ方針に応じたきめ細かい選抜に活用できるよう、大学のニーズも踏まえつつ、現行の大学入試センター試験よりも詳細な情報を大学に提供する。

提供する情報の内容については、以下の事項を含め、今後、プレテスト等の状況も踏まえつつ検討し、平成29年度中に結論を得る。

- ・設問、領域、分野ごとの成績
- ・ 全受検者の中での当該受検者の成績を表す段階別表示

大学入試センター「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施要項」(令和2(2020)年6月30日)(抄)

- 14 成績の請求及び提供等
- (3) 大学入試センターが、各大学に提供する成績等の内容は、次のとおりとする。
 - ① 個人別の科目別得点(略)及びその合計点(略)
 - ② ①で提供する個人別の科目別得点における段階表示(略)
 - ③ 全受験者の科目別(略)の平均点、標準偏差、段階表示における段階ごとの割合等(略)

大学入学共通テストにおける段階別評価②

3 段階表示

(1) 段階表示について

段階表示は、大学入学共通テストより導入される成績表示の方法であり、各大学の入学者受入れ方針に応じた、受験者の多様な評 価(方法)に活用できるよう、従来の科目別得点に加えて、全体における各受験者の位置づけを示すものです。なお、試験成績として は「科目別得点」における1 から9の9 段階として表示します。また、理科①については、「合計点」においても1 から9 の9 段階とし て表示します。

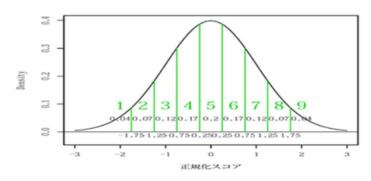
(2) 段階表示の方法

- 「科目別得点」を、「スタナイン(Stanine) | *という方式を用いて、9段階に換算します。
- ② 段階表示は、「科目別得点 | 及び「理科① | の合計点に対して行います。 ただし、「英語」についてはリーディング、リスニング別に段階表示を行います。
- ③「国語」の分野別得点については、段階表示は行いません。
- ④ 「地理歴史、公民」で2 科目を受験した者又は「理科②」で2 科目を受験した者については、第1 解答科目、第2 解答科目の合計点 の段階表示は行いません。
- (3) 各大学での活用方法について

各大学においては、入学者選抜を行うに当たって、段階表示を利用して入学者選抜を行うことも可能になりますが、利用の有無 や、利用される場合の具体的な方法については、各大学の募集要項等を確認してください。

* 「スタナイン(Stanine) | とは、分位点による区分法の一つであり、受験者を得点順におおよそ4、7、12、17、20、17、12、7、 4%の群に分割し、科目別得点を得点の低い方から順に1 から9 の9 段階に換算する方式です。

○9段階(スタナイン)のイメージ



○令和3年度大学入学共通テスト 段階表示換算表 (国語)

	国語		
段階		点数範囲	
9 段階	171	\sim	200
8 段階	160	\sim	170
7段階	146	\sim	159
6 段階	130	\sim	145
5 段階	110	\sim	129
4 段階	89	\sim	109
3 段階	70	\sim	88
2 段階	54	\sim	69
1 段階	0	\sim	53

令和3年度大学入学共通テスト実施概要(第1日程及び第2日程)

概要

- ・追試験を例年より1週間後ろ倒しし、2週間後に実施(共通テスト(2))。
- ·共通テスト(2)の会場数を例年の2会場から大幅に拡充し47都道府県に設置(64試験場)。
- ・学業の遅れを理由に出願時から共通テスト(2)を選択することも可能とする。
- ・共通テスト(2)の追試験(疾病等を理由)もその2週間後に実施(特例追試験)。
- ・共通テスト全体の志願者数は535,245人、受験者数は484,114人。
- ・共通テストの利用大学は、866大学(短期大学含む。国立:82、公立:105、私立:679)

共通テスト(1)(1/16,17)の概要

- (A)志願者数:534,527人 [前年度:557,699人 ▲23,172人]
- (B)受験者数:482,546人 [前年度:526,901人 ▲44,355人]
- (A) (B)51, 981人 「前年度: 30, 798人 +21, 183人]

- 【実施状況】 ●交通機関の遅延等による試験開始時刻の繰下げ
 - ●マスク着用に関することやカンニングペーパーの使用等による不正行為 4人[対前年度 +3人]
 - ●英語リスニングの再開テスト

英語(リスニング) 受験者数 474,454人 うち再開テスト受験者数 163人[対前年度 +55人]

6人[対前年度 ▲200人]

●雪害による試験中止などによる再試験

再試験受験対象者数 118人[対前年度 +71人]

*公民及び理科②の科目について、得点調整を実施。

共通テスト(2)(1/30,31)の概要

受験予定者数※: 2.516人

受験者数 : 2, 025人 (うち、追試験許可者: 1, 428人、再試験対象者: 61人)

【実施状況】 ●交通機関の遅延等による試験開始時刻の繰下げ

3人

●英語リスニングの再開テスト

英語(リスニング) 受験者数 1.608人 うち再開テスト受験者数 1人

* 共通テスト(2)の追試験として、2/13,14に特例追試験を実施(特例追試験受験者数:1人)。

※【共通テスト(2) 受験予定者数】

·志願者数: 718人

·追試験許可者数: 1,721人

・再試験受験予定者数: 77人

2,516人

令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン (令和2年6月19日決定、10月29日改定 「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」)【概要】

1. 基本的な考え方

本ガイドラインは、各試験場において新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受験生に安心して受験できる場を提供する視点に立って、大学入試センター及び各大学が試験実施体制を整えるに当たっての望ましい内容や方法等を提示するもの(大学入学共通テストの感染予防対策については、別途、大学入試センターが策定)

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

大学入試センター及び各大学は、試験場において、以下に示す3つの時点ごとに新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置をとること

(1) 事前の準備

- ☑ 試験室数や、試験室の座席間の距離の確保(なるべく 1 m程度)
- ☑ マスク、速乾性アルコール製剤の準備、試験室の机、 椅子の消毒
- ☑ 医師、看護師等の配置
- ☑ 受験生の状況に応じた別室の確保【別紙参照】
- ☑ 試験場への入退出方法の検討(密状態の回避)
- ☑ 新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置 等

(2) 試験当日の対応

- ☑ マスク着用、試験室ごとの手指消毒の義務付け
- ☑ 換気の実施(少なくとも1科目終了後ごと)
- ☑ 発熱・咳等の症状のある受験生への対応(追試験や別室での受験を提示)
- ☑ <u>無症状の濃厚接触者も、一定の要件を満たした場合は</u> 受験を認めることが可能【別紙参照】
- ☑ 昼食時の対応(時間を制限、自席での食事を要請)等

(3) 試験終了後

- ☑ 試験監督者等の健康観察
- ☑ 保健所等の行政機関への協力(仮に感染者がいた場合の対応) 等

3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ**受験生に要請しておくべき事項**を整理

- ☑ 医療機関の事前受診(発熱・咳等の症状のある者)
- ☑ 体調不良の場合、追試験等の受験を検討
- ☑ 試験当日の各自検温、発熱・咳等の症状の申出、マスクの持参等
- ☑ 「新しい生活様式」等の実践
- ☑ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の活用 等

令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン (令和2年6月19日決定、10月29日改定 「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」) 【別紙】

無症状の濃厚接触者*の大学受験について

*過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。

- 無症状の濃厚接触者については、以下の要件をクリアしていれば受験を認めることができること。 (当日受験させないこととする場合は、追試験による対応等を提示すること。)
 - ☑ 初期スクリーニング(自治体によるPCR検査及び検疫所における抗原定量検査)の結果、 陰性であること ※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験
 - ☑ 受験当日も無症状であること
 - ☑ 公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を利用せず、かつ、 人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
 - ☑ 終日、別室で受験すること
- 併せて、試験場においては、以下の感染対策を講じること。
 - ☑ 別室まで他の受験者と接触しない動線が確保されていること
 - ☑ 別室では受験者の座席間隔を2メートル以上確保すること
 - ☑ 受験生と試験監督者の距離を2メートル以上確保すること

①基礎疾患を有する者、合理的配慮を要する障害等のある者

☑ 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付け、入退室時の手指消毒を徹底すること

受験生の状況に応じた別室の確保

- 以下の①~③の受験生への対応は以下のとおり。



別室を確保

②発熱・咳等の症状のある者



①と異なる別室を確保

③無症状の濃厚接触者



,試験運営上、可能な限り、②と異なる別室を確保することが望ましい

②と③を同じ別室で受験させる場合でも、①とは異なる別室とすること

令和3年度大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策 【概要①】

本予防対策は、令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン(令和2年6月19日「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」決定)をベースに、大学入学共通テスト実施に当たって各大学が対応する内容を整理したもの。(令和2年11月6日大学入試センター通知)

1. 試験室の設定等

- ☑ 試験室の座席間の距離(1メートル程度)の確保
- ☑ 休養室に医師等を配置
- ☑ 保護者等の控室は原則設置しない 等

2. 各種感染防止策

- ☑ 昼食時を除きマスクの常時着用を義務付け(未所持者にはマスクを提供)
- ☑ 速乾性アルコール製剤等を配置し、入退室を行うごとに手指消毒を義務付け
- ☑ 1科目終了ごとに少なくとも10分程度以上換気
- ☑ 昼食時は学生食堂等の開放は行わず、他者との会話 等を極力控えつつ、自席での食事を指示
- ☑ トイレ入口に導線を示し、混雑を避けた利用を促す とともに、必要に応じ試験開始時間を繰り下げ
- ☑ 試験前日に机・椅子等のアルコール消毒実施
- ☑ 主任監督者の口頭指示による飛沫対策のため、主任 監督者と受験者との距離を2メートル以上確保 等

3. 試験場入場時等の対応

- ☑ 入場時の混雑を避けるため、各試験場ごとに、入場開始時間の前倒しや、一定間隔の確保、複数の入口・門の使用などの工夫を行い、大学のホームページ等で周知
- ☑ 発熱・咳等の症状のある受験者は申し出るよう、試験場入口に案内を掲示し、注意喚起
- ☑ 一斉退出による混雑を避けるため、退室の順番や、 試験場からの退出方法等を監督者から指示 等

4. 発熱・咳等の症状を申し出た受験者への対応

- ☑ 各試験の開始前ごとに、発熱・咳等の症状の有無を 監督者が確認し、症状のある者は、休養室で対応
- ☑ 休養室では医師等がチェックリスト(次頁参照)に 基づき受験者の症状について確認。
- ☑ チェックリストの確認項目に該当した者は、追試験 を案内
 - ※当日の受験は認めない。
- ✓ チェックリストの確認項目に該当せず、継続受験を 希望する場合は別室受験 等
 - ※別室の座席間隔は概ね2メートル以上とする。

令和3年度大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策【概要②】

5. 保健所等の行政機関への協力

☑ 試験終了後、感染が判明した受験者・監督者等がいた場合、保健所等行政機関が行う調査に協力

6. 監督者等への周知事項等

- ☑ 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践
- ☑ 試験前7日間を目安に継続して体温測定を実施 ※試験当日の監督者等の体調不良に備え、大学は代替要員を確保 する。
- ☑ 監督等の業務従事後、体温測定や体調観察を実施 等

7. 受験者に対する周知

- ☑ 試験の前から継続して発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行うこと
- ☑ 新型コロナウイルス罹患中の者は受験できないこと
- ☑ 試験当日は自主検温を行い、37.5度以上の熱がある場合は 受験を取り止め、追試験の受験を検討すること
- ☑ 37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある者 は、その旨監督者等に申し出ること
- ☑ 「新しい生活様式」を実践するとともに、体調管理に心が けること
- ☑ 新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAのダウンロードが望ましいこと 等

【参考】

がある

- ●発熱・咳等を申し出た受験者用チェックリスト
- ※A欄で1項目以上、又はB欄で2項目以上、本チェックリストに該当 する場合は、追試験を案内
- ※チェックリスト該当者には医療機関への受診を勧める

	確認項目
	発熱の症状がある(37.5度以上)
Α	息苦しさ(呼吸困難)がある
	強いだるさ(倦怠感)がある
	味を感じない(味覚障害がある)
	臭いを感じない(嗅覚障害がある)
	咳の症状が続いている
	咽頭痛が続いている
В	下痢をしている(持病や食あたりなど新型コロナウイル ス感染症以外の原因が推測されるものを除く)
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる
	過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期 間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触

共通テスト及び個別入試の実施に向けた感染予防対策の再度の徹底等について

○令和3年1月7日の緊急事態宣言再発令後、以下のとおり関係各所に1月8日付で依頼

1. 大学への通知(高等教育局長から全大学長宛)

【共通テスト】

- ・<u>感染対策に万全を期した上で共通テストは予定どおり</u> 実施すること
- ・<u>大学入試センターの感染予防対策のとおり実施</u>すること
- ・共通テストは大学が共同して実施する試験であることから、各大学が実施者として責任をもって対応すること
- ・<u>試験当日の体調不良者</u>への対応として、<u>試験時間開始前ごとに監督者から体調不良の有無について必ず確認</u>し、 体調不良の申出があった場合は、<u>休養室で医師等が体調を確認</u>すること。<u>試験到着時や休憩時間中に体調不良の</u> 申出があった場合も同様の対応とすること
- ・その際、受験生に持参させている<u>自主検温の結果等を記</u>入した「健康観察の記録」も活用すること
- ・<u>体調不良の申出がない者</u>についても、<u>咳等の症状により</u> 他の受験生に影響があると判断されて者については、休 養室で医師等が体調を確認すること

【個別入試】

- ・<u>感染防止対策の徹底や、選抜方法の工夫等により、適切</u> に実施すること
- ・感染防止対策については、<u>共通テストの感染対策も参考</u> にしつつ、文科省のガイドラインに即して実施すること

2. 教育委員会等への通知 (高等教育局長から都道府県知事・教育長等宛)

- ・<u>感染対策に万全を期したうえで共通テストは予定どおり実施</u>すること
- ・<u>自主検温等の健康観察の徹底と、その記録を会場に必ず持参</u>させる こと
- ・試験直前に高等学校において<u>クラスターが発生した場合、在校生への自主検温をより徹底</u>させること
- ・感染防止のための注意事項をまとめた「受験生のみなさんへ」を参 考に、予防対策を徹底させること
- ・<u>試験場の下見を行う際</u>や、試験当日は、<u>試験場内では、常時マスク</u> <u>着用、手指消毒や三密回避等</u>により、感染症対策を徹底すること

3. その他

- ○全国知事会への要請(高等教育局長から全国知事会事務総長宛) 感染拡大地域において人の移動を制限する場合においても、<u>受験</u> を目的とした移動については制限しないこと等を要請。
- ○関係省庁等と連携した関係団体等への協力要請 宿泊施設や公共交通機関における感染対策の徹底や、試験場やそ の周辺での密集回避などについて、関係各所への<u>再度の協力要請</u>
- ○大学入試センター理事長メッセージ 受験直前に受験生に対応してほしいことを周知

(周知事項)健康観察の徹底、試験当日に「受験上の注意」の持参、 換気対策として厚手の上着持参、試験当日の昼食は指定された時間 に自席で会話をせずにとること、体調に不安がある場合は無理せず 追試験を選択(診断書が不要なケースの周知含む)等

大学入学者選抜の実施に向けた新型コロナウイルス感染症対策に関する関係団体等への協力要請について

【趣旨·背景】

- ▶ 各試験場の衛生管理体制を構築するための内容・方法等について整理したガイドラインを策定(6月策定、10月一部改正)し、各大学に対応を要請。
- ▶ 大学入学共通テストは、大学入試センターがまとめた感染症予防対策(11月策定)に基づき実施。
- ➤ このほか、受験生が安心して受験できるよう、受験票とあわせて送付する「受験上の注意」(今年度は先行してHPに掲載済)において、日頃から手洗い・ 手指消毒や「三つの密」の回避などを行うとともに、体調管理を心がけることなどを求めている。
 - → 上記のほか、受験生が利用する宿泊施設や公共交通機関における感染対策の徹底や、試験場やその周辺及び公共交通機関でも密集状態を作らないことなどについて、関係する各省庁等と連携して、関係団体等に対し、協力を要請。(各業界団体へ再要請するよう1月中旬に関係省庁へ依頼)

要請先	要請事項	対応状況
ホテル等の宿泊施設	・受験生やその保護者等が使用する ホテル等の宿泊施設における感染症対策の 徹底	12/15 事務連絡 (厚生労働省・観光庁)
塾・予備校関係業者	・塾・予備校関係者が 受験生への激励 等のため、試験会場やその周辺に参集することによって、密集状態が生じることがないよう、そうした行為の 自粛	12/11 通知 (経済産業省・文部科学省)
不動産関係業者	・不動産関係業者が受験生に対して 学生マンションやアパートを紹介するため のチラシ配布 等のため、試験会場やその周辺に参集することによって、密集 状態が生じることがないよう、そうした行為の 自粛	12/15 事務連絡 (国土交通省)
鉄道・バス関係業者	・試験を実施する 大学から、鉄道・バスにおける混雑緩和等への対応要請がある場合の配慮 ・ 鉄道・バスにおける換気や消毒の実施 、利用者に対するマスクの着用の呼びかけなどの 感染症対策の徹底	12/14 通知・事務連絡 (国土交通省)
保護者	・受験生へのやむを得ない付き添い等を除き、 試験会場やその周辺に参集する こと によって、密集状態が生じることがないよう、そうした行為の 自粛 ・家庭内及び保護者自身の 健康管理の徹底	12/11 通知 (文部科学省)
学校設置者	・学校における感染症対策や、移動中及び宿泊先での感染症対策の徹底 ・教職員に対し、やむを得ない場合を除き、試験会場やその周辺に参集するこ とについて、そうした行為の自粛	12/11 通知 (文部科学省)
保健所等	・ 濃厚接触者として特定された受験生への検査の実施 など、必要な対応について速やかに実施すること	1 / 1 2 事務連絡 (厚生労働省) 61

受験生の感染対策について

令和2年12月18日 文部科学省 · 厚生労働省

受験生のみなさんへ

~新型コロナウイルス感染防止のための注意事項~

これから大学受験を控えているみなさんが、新型コロナウイルス感染症の 感染を最大限防止するため、次のことを心掛けてください。

- ※ 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性がありますが、感染した人が悪いということではありません。 身近に感染した人や症状のある人がいたとしてもそうした人を責めることなく、感染症から自分を守る行動を心 掛けてください。
- ■体調がおかしいときは外に出ない、人に会わないこと
- ■自主検温を行い、体調を把握すること
- ■外出は必要最小限にとどめること

外出する際に心掛けること

- ■普段からマスクを着用
- ■食事の際は向かい合わず、会話は最低限にすること
- ■こまめな石けんやアルコールによる手指消毒*1 *1 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。
- ■密閉空間(複数人が集合する換気の悪い密閉空間である)、密集場所(多くの人が 密集している)、密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行わ れる) を避けること

また、家庭内でも次のことを心掛けてください。

普段から心掛けること

- ■お互いに体調確認(発熱・咳等の症状がある場合は早めの医療機関受診)
- ■家族は会食など外出先での感染リスクの高い場面をできるだけ減らすこと
- ■家族での食事の際にも可能な範囲で距離を確保

体調のよくない家族がいる場合に心掛けること

- ■同じ部屋での食事や睡眠をとらないような工夫をすること*2 *2 部屋を分けられない場合には、少なくとも2mの距離を保つこと、仕切りやカーテンなどを設置す ることをお薦めします。
- ■家族での会話の際もマスクを着用
- ■家庭内でもこまめな石けんやアルコールによる手指消毒
- ■手で触れる共有部分(ドアの取っ手やノブ等)の消毒
- ■感染が疑われる家族がいる場合、毎時2回以上の換気の確保*3 *3 風の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にしましょう。
- ■心配かもしれませんが、受験生は感染が疑われる家族と接触しないこと

(大学入学者選抜について) 文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室 厚生労働省の電話相談窓口 03-5253-4111(内線:4902)

(新型コロナウイルス感染症について) 0120-565653(フリーダイヤル)

- ○受験生にむけて新型コロナウイルス感染防止のための注意 事項を公表。
 - ⇒受験生への周知を各都道府県へ依頼。(12月18日)



生及び周囲の方を感染症から守るよう御指導願います。

○文部科学省及び大学入試センターのホームページに左図が掲 載されていますので、受験生への周知等よろしくお願いします。



https://www.mext.go.jp/content/20201218mext daigakuc02-000005144 1.pdf